

銚田市地域防災計画

令和5年3月

銚田市防災会議

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	1- 1
第2節	防災の基本方針	1- 4
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 5
第4節	銚田市の地勢と災害要因	1- 14
第5節	被害想定	1- 17

第2編 風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	2- 1
第2節	風水害に強いまちづくり	2- 12
第3節	被害軽減への備え	2- 21
第4節	防災教育・訓練	2- 33

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	2- 38
第2節	災害情報の収集・伝達	2- 49
第3節	応援・派遣	2- 71
第4節	被害軽減対策	2- 80
第5節	被災者生活支援	2-110
第6節	災害救助法の適用	2-130
第7節	応急復旧・事後処理	2-134

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	被災施設の災害復旧事業計画	2-151
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-153

第3節	災害復旧事業の実施	2-157
第4節	解体、がれき処理	2-157
第5節	災害復旧資金計画	2-158
第6節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-159
第7節	その他の保護計画	2-172

第3編 地震・津波対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3- 1
第2節	地震に強いまちづくり	3- 4
第3節	津波に強いまちづくり	3- 19
第4節	被害軽減への備え	3- 24
第5節	防災教育・訓練	3- 39
第6節	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	3- 48

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3- 50
第2節	災害情報の収集・伝達	3- 54
第3節	応援・派遣	3- 71
第4節	被害軽減対策	3- 72
第5節	被災者生活支援	3- 79
第6節	災害救助法の適用	3- 89
第7節	応急復旧・事後処理	3- 89

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	3- 96
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	3- 96
第3節	災害復旧資金計画	3- 97
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	3- 97
第5節	その他の保護計画	3- 97
第6節	復興計画の作成	3- 98

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	3-100
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-101
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-102
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	3-106
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	3-106
第6節	防災訓練に関する事項	3-107
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	3-107
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-109

第4編 原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的	4- 1
第2節	計画の性格	4- 1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 2
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	4- 9
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	4- 11
第6節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	4- 11

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	4- 12
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	4- 12
第3節	国・県・市町村等の連携	4- 14
第4節	災害応急体制及び設備の整備	4- 14
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	4- 18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確率	4- 21
第7節	環境放射線の監視	4- 22
第8節	避難計画等の整備	4- 22
第9節	要配慮者への対応	4- 24
第10節	防災関係資機材の整備	4- 25
第11節	物資の調達、供給活動	4- 25
第12節	緊急輸送活動体制の整備	4- 26

第13節 緊急被ばく医療体制等の確率	4- 26
第14節 教育及び防災訓練等の実施	4- 27
第15節 住民に対する防災知識の普及	4- 30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	4- 31

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	4- 32
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	4- 37
第3節 銚田市災害対策本部の設置	4- 38
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	4- 47
第5節 関係機関等への協力要請	4- 48
第6節 緊急時モニタリング	4- 50
第7節 広報	4- 57
第8節 避難・屋内退避	4- 60
第9節 要配慮者対応	4- 65
第10節 緊急輸送	4- 66
第11節 緊急被ばく医療	4- 68
第12節 飲食物等に関する措置	4- 69
第13節 防災業務関係者の防護対策	4- 70
第14節 行政機関の退避	4- 71

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等	4- 72
第2節 各種規制措置の解除	4- 72
第3節 広報	4- 72
第4節 被害状況の調査等	4- 73
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	4- 74
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	4- 74
第7節 物価の監視	4- 74

第5編 大規模事故災害対策計画編

第1章 海上災害対策計画

第1節	災害予防計画	5- 1
第2節	災害応急対策計画	5- 3
第2章 航空災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 7
第2節	災害応急対策計画	5- 10
第3章 鉄道災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 15
第2節	災害応急対策計画	5- 17
第4章 道路災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 21
第2節	災害応急対策計画	5- 24

第6編 資料編

第2編

風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

なお、男女共同参画部局は、防災担当部局と連携し、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った防災・減災のための人材育成に取り組むものとする。

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、日ごろから、積極的に風水害に備えた防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。

ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

イ 災害時における体制（動員体制等）

ウ 地域防災計画の内容

エ 国、県の洪水浸水想定や土砂災害危険箇所等に関する調査の結果

オ 洪水、土砂災害等に関する基礎知識

(2) 活動体制の整備

市は、初動期の対応の流れと役割を明確化するため、部署ごとの対応内容も考慮した災害対応マニュアルを作成するとともに、災害時の優先業務を定めた業務継続計画を事前に策定することで、初動体制の強化を図る。この際、災害応急対策等の実施に必要な庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

また、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、平素より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておく。

2 相互応援体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

(1) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

市は、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村相互間における「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

ウ 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織の育成を積極的に行っていくとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の育成・連携

ア 自主防災組織の整備

市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

(ア) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

(イ) 自主防災組織の編成の推進

- a 自主防災組織は、地域の既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- b 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。
- c 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

(ウ) 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- a 初期消火の実施
 - b 情報の収集・伝達
 - c 救出・救護の実施及び協力
 - d 集団避難の実施
 - e 避難所運営の協力
 - f 炊き出し及び給水，救助物資の分配に対する協力
 - g 要配慮者の安全確保等
- イ 協力体制の整備

市は，自主防災組織間の協力体制の整備を目的として，連絡協議会的な組織を設置し，組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

ウ 自主防災組織への活動支援

市は，自主防災組織に対し，その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

エ リーダーの養成

市は，自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災組織の育成を図る。

(2) 事業所等防災体制の強化

ア 防火管理体制の強化

学校・病院・店舗等多数の人が出入りする施設の施設管理者は，消防法第8条の規定により防火管理者を選任し，消防計画の作成，各種訓練の実施，消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから，消防機関は出火の防止，初期消火体制の強化等を指導する。

また，複数の用途が存在し，管理権限が分かれている建物の防災体制については，共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに，発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

イ 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は，災害が発生した場合，周囲に及ぼす影響が大きいことから，事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また，高圧ガスには爆発性，毒性等の性質があり，災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には消防機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため，消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また，高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し，相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図れるよう指導する。

ウ 建築物の防水対策

建築物を浸水被害から守るため，土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

(3) ボランティア組織の育成・連携

ア 災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す県、市、関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、市は、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県 (福祉部) 銚田市 (福祉対策部)	県社会福祉協議会 銚田市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師、看護師)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)	養成無し 登録無し	県 (保健医療部、福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)

なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、次のとおりとする。

イ 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、銚田市社会福祉協議会と連絡調整し、県社会福祉協議会とともに災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備する。市及び銚田市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く住民に周知する。

ウ 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

県社会福祉協議会及び銚田市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図る。

エ 一般ボランティアの養成・登録

(ア) コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受け入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

[県の拠点施設における業務]

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[市町村の拠点施設における業務]

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(イ) ボランティアリーダーの育成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(ウ) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から銚田市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

(エ) 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

オ 災害ボランティア団体との連携

市は銚田市社会福祉協議会と連携して、平常時から市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。また、市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

カ 災害ボランティアの活動環境の整備

県，市，県社会福祉協議会，銚田市社会福祉協議会は，次の活動環境の整備を実施する。

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。また，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，災害ボランティア活動の環境整備に努める。

(イ) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう，平常時から活動拠点の整備に努めるとともに，情報通信手段となる非常時用電話，FAX，パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(ウ) ボランティア保険への加入促進

市は，ボランティア活動を支援するため，ボランティア保険への加入促進に努める。

(エ) 防災意識の高揚

登録された防災ボランティア団体等については，防災訓練等への積極的な参加を図るなどして，災害時の心得等について指導を行うとともに，防災意識の高揚を図る。

(4) 企業防災の促進

ア 企業の責務

企業は，豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また，市は，当該施設の所有者又は管理者に対して，必要に応じて，円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

イ 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の浸水防止対策，損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど，災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

このため，市及び各業界の民間団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるととも

に、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

ウ 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

エ 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

(5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。市は、銚田市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、銚田市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

(1) 通信方法の多様化

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、アラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(2) 市の情報通信設備

ア 市防災行政無線等

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

イ 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

ウ 災害時優先電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(3) 通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その防災対策を十分に行うものとする。災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

ウ サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段

についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

(4) 通信機器の維持補修

(5) アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティアの活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(6) 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るものとする。また、住民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、Twitter、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(7) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(8) 防災関係機関の情報通信設備

本市には、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

ア 関東管区警察局警察無線設備

イ 第三管区海上保安部海上保安庁通信設備

ウ 気象庁気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット）

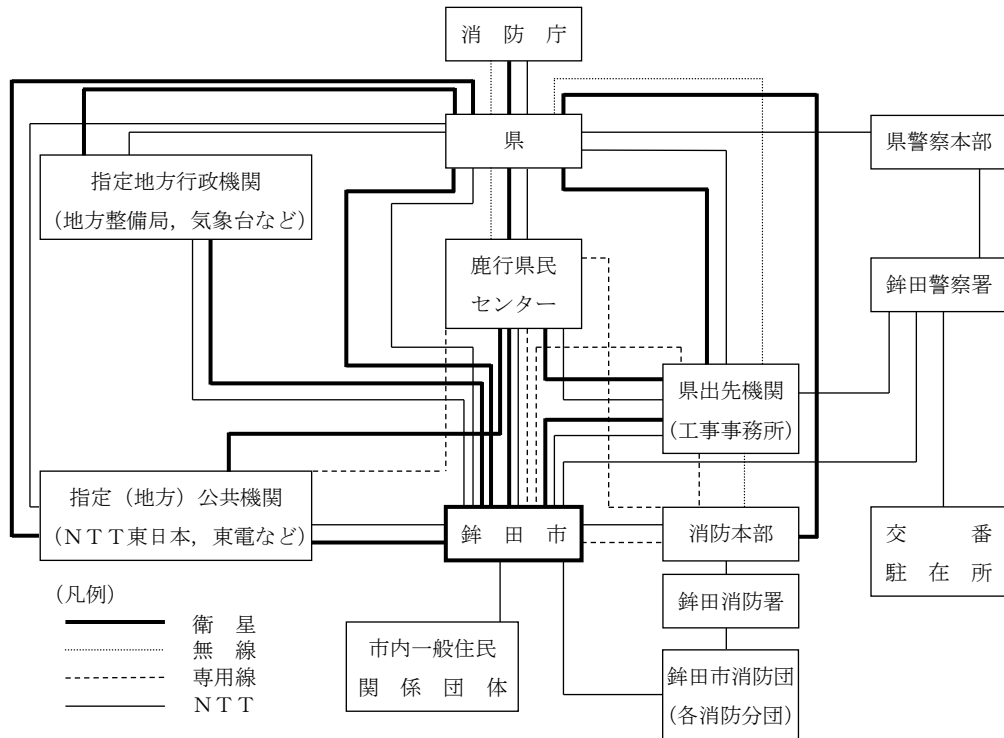
エ 国土交通省関東地方整備局国土交通省無線設備（多重回線）

オ 東京電力パワーグリッド（株）茨城通信ネットワークセンター電力通信設備

(9) 通信連絡系統図の作成

以下に示す通り、あらかじめ連絡系統図を作成し、周知を図るものとする。

〔通信連絡系統図〕



5 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

6 庁舎機能の維持

災害対策本部の機能を確保するために、災害後においても庁舎機能の維持を図る。

庁舎の発電機による電力の確保、庁内の災害対策要員用の食料・水・簡易トイレの備蓄を行うなど、執務に滞りがない体制の構築を目指す。また、電力確保のために必要な発電機の導入方法について、検討を行う。

第2節 風水害に強いまちづくり

1 水政計画

(1) 治山治水計画

ア 治山計画

(ア) 森林の概況

本市の森林は平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林である。海岸の松林は、保安林として砂防などの役割を果たしているため、今後とも松林の保全を図る必要がある。また、台風や豪雨による土砂災害や波浪による海岸の浸食等災害の危険性を防止するため、治山施設の整備を推進する。

(イ) 海岸防災施設の整備

市は、これらの危険地区を重点に、緊急性の高い箇所から計画的に整備を促進する。

イ 河川改修

(ア) 河川の概況

本市の主な河川は、利根川水系に属する一級河川銚田川、巴川及び長茂川が北浦に注ぎ、那珂川水系に属する涸沼に向かって一級河川の大谷川が注いでいる。

(イ) 河川改修事業

本市に接する北浦及び涸沼岸堤は、国及び県により、護岸工事が完成している。また、巴川については、現在県により河川改修事業が進められている。

市は、銚田川、長茂川、大谷川の未改修区間の河川改修については、県との連携を強化して、早期整備を促進する。

(2) 海岸保全

ア 高潮対策事業

市は、高潮・波浪による被害から郷土を守るため、護岸や離岸堤、人工リーフなどの海岸保全施設の整備を促進する。

イ 侵食対策事業

市は、侵食による砂浜の消失から発生する被害から郷土を保全するため、ヘッドランドの整備や養浜事業を促進する。

(3) 水防法に基づく洪水対策

ア 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。

本市においては、国の管理河川である北浦が指定されている。

イ 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。

本市においては、県の管理河川である巴川が指定されている。

ウ 洪水浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

本市においては、北浦、巴川及び涸沼川が指定されている。

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

エ 避難体制等の整備

(ア) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市の地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。

a 洪水予報等の伝達方法

- (a) 防災行政無線及び広報車による市内広報
- (b) 消防団による市内巡回
- (c) 自主防災組織を活用した戸別伝達

b 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

c 浸水想定区域内に主として要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法（現時点の該当施設は2施設。伝達方法については、第2編 第2章 第2節「1 気象情報等計画」参照）

(イ) 市長は、前記(ア)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(ウ) 市長は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難指示等の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(エ) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(オ) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

オ 河川管理者の水防活動への協力

市は、河川管理者と協議の上、北浦及び巴川に関する情報の提供、水防訓練への参加、河川管理者による水防資機材の貸与などの河川管理者の水防活動への協力について定める。

カ 要配慮者利用施設への協力

市は、浸水区域内の要配慮者施設の管理者に対し避難確保計画の作成を指導するとともに、当該避難確保計画の作成への技術的助言を行うとともに、施設管理者が行う訓練への支援・協力を行う。

キ 水防協力団体の制度活用の促進

市は、水防協力団体の指定制度について活用の検討を図るとともに、水防への協力が必要な法人・団体への申請の働きかけを行う。さらに、水防協力団体の指定があった場合は、当該団体に対し、防災・安全交付金等の効果促進事業等を活用した支援が可能である旨を周知し、その活用を促進する。

2 土砂災害防止計画

本市は、比較的平坦地のため、地すべり危険箇所、土石流危険渓流はないが、造成等による盛土、切土部分の崩壊が考えられ、急傾斜地も少なくない。また、土砂災害警戒区域の指定を受けた区域もあり、これらの区域の災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

(1) 土砂災害防止法に基づく対策

市は、急傾斜地の崩壊等の発生する危険のある区域における災害予防のため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、県は警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合に建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めており、市域においてはこれらの指定を受けているため、対策を推進しなければならない。

イ 警戒避難体制の整備

(ア) 市は、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- a 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- b 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法（ただし、本市において現時点で該当施設なし）

(イ) 市は、上記(ア)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 市は、緊急安全確保、避難指示高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(エ) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(2) がけくずれ対策

ア 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努め、市は、その情報を基に定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

イ 急傾斜崩壊危険区域の指定の促進

県は市と協議の上、危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図ることとなっており、市は指定の促進を図る。

ウ 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という。）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

3 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

(1) 土地利用の現況

本市の土地利用の現況は、次のとおりである。

令和2年1月1日現在 単位：km²，% （ ）内は構成率

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
207.600 (100.0)	19.413 (9.4)	82.168 (39.6)	19.396 (9.3)	47.246 (22.8)	1.935 (0.9)	11.917 (5.7)	25.525 (12.3)

※北浦、涸沼を含む総面積

資料：縣市町村課「茨城県市町村概況（令和3年度版）」

(2) 都市計画区域の指定状況

本市においては、総面積のうち農地が全体の半分を占め、可住地面積（総面積から林野と主要湖沼を除いた面積）は総面積の75%を超えている。

市では全域を都市計画区域に指定し、「都市計画マスタープラン」に基づく市街地の形成や道路をはじめとした都市基盤の整備とともに、宅地開発への適正な指導を行っている。

(3) 都市計画事業の推進

市は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

ア 都市計画道路事業

都市計画道路は、火災の延焼、飛び火等を防止する防火帯であり、消火活動の場であるとともに、災害発生時における避難路であり、また応急対策活動の交通輸送路としても重要な施設であるため、今後も積極的な整備を推進する。

イ 公園等整備事業

公園は、住民の心身にわたる健康増進とふれあいの場の拠点として重要な施設であるばかりでなく、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛び火を防止する防火帯であり、また救助活動の基地となりうる都市防災上の重要な施設である。市においては、今後も公共公益施設の緑化推進、土地区画整理事業等による公園緑地の確保や事業所、家庭及び空間地等の民有地の緑化を指導啓発し、推進する。

本市の公園の設置状況は、鉾田総合公園や鹿島灘海浜公園をはじめとして都市公園8か

所、98.4haが設置されており、このうち4か所、87.52haが都市計画決定されている。

(4) 強風による落下防止対策

地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 学校等の安全対策・文化財の保護

市は、県教育委員会からの指導・助言に基づき、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

(1) 防災上必要な教育の実施

(ア) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

(イ) 市は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。

(ウ) 市は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

(2) 防災上必要な訓練の実施

(ア) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(イ) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(ウ) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

(3) 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

(4) 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(ア) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

(イ) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(ウ) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(5) 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。
 なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図る。

5 避難施設整備

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に努める。

6 農地・農業の安全対策

災害発生の地域性にかんがみ、災害から農地及び農作物を保護するための事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

(1) 農地計画

ア ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して、早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの付帯施設の新設又は改修を行う。

イ 湛水防除施設等整備

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の維持管理、改修又は新設を行う。

ウ 湖岸堤防整備

北浦に隣接する農用地を直接外水から保全するため、湖岸堤防の管理者は、堤防、樋門及びこれらの付帯施設の改修の推進を行う。

(2) 農業計画

市は、災害の発生に備え、鹿行県民センター、鹿行農林事務所、生産者団体その他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努める。

ア 災害の未然防止対策

(ア) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(イ) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

イ 家畜対策

- (ア) 低湿地畜舎は、周囲の盛土や排水路の整備を行う。
- (イ) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (ウ) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

(3) 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

(4) 干害予防計画

市は、干害発生のおそれがある地域に対し、県及び農協関係の協力を得て次の干害防止恒久対策を施し、干害を未然に防止するものである。

- ア さく井をなし、用水を確保する。
- イ ため池等の改修を行う。
- ウ 河川取水をするため、取水路等の整備、水路の改修等を行う。
- エ 番水により節水に努める。

(5) 資材の確保

ア 防除器具の整備

市は、病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

イ 薬剤等

市は、災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

ウ 飼料

農家は災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

第3節 被害軽減への備え

1 交通計画

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

(1) 道路及び橋梁の現況

ア 道路

本市の道路の整備状況は、高速自動車国道及び国道は舗装率並びに改良率100パーセント、県道の舗装率は99.99パーセント、改良率は89.66パーセントとなっている。国・県道は広域的な道路として、また市内の幹線道路として重要な機能を有しているため、引き続き道路の拡幅整備を要望していく。

市道は、幹線道路として、また生活道路としての役割を持ち、住民の生活環境に直接影響を与えるものであるとともに、農業を始めとする産業道路としても重要である。

現在、市道は舗装率・改良率ともに不十分な水準にあり、幅員も狭く交通に危険な箇所もあるため、さらに整備を推進していく。

また、歩道の整備改良をはじめ、見通しの悪い道路や事故の起きやすい道路の改良工事などの道路環境整備を促進する。

〔道路の現況〕

(平成31年3月31日現在)

道路の種類	路線数	実延長 (m)	規格改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
高速自動車国道	1	8,816	8,816	100.00	8,816	100.00
国 道	3	28,362	28,362	100.00	28,362	100.00
県 道	15	106,838	95,796	89.66	106,823	99.99
主要地方道	5	52,455	49,764	94.87	52,455	100.00
一般県道	10	54,383	46,032	84.64	54,368	99.97
市 道	3,372	1,502,356	459,945	30.61	882,103	58.71
1 級	46	151,537	113,188	74.69	141,099	93.11
2 級	45	87,564	36,390	41.56	76,204	87.03
その他	3,281	1,263,255	310,367	24.57	664,800	52.63
県内市町村道計	190,488	50,821,945	20,330,866	40.00	33,032,471	65.00

資料：茨城県道路現況調書

イ 橋 梁

本市の橋梁の現況は、次表のとおりである。

〔橋 梁 の 現 況〕

(平成31年3月31日現在)

橋	梁	数	総	延	長
市	道	178			3,437m

(2) 予防対策

ア 道路建設上配慮すべき事項

- (ア) 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。
- (イ) 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず，水田等を通過する場合，洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- (ウ) 横断勾配は，路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- (エ) 路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等には，コンクリート擁壁，間知石積を設置し，法面の保護を図る。
- (オ) 横断排水構造物は，洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- (カ) 排水側溝は，路面水を処理し，速やかに排水路へ導き，地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

イ 道路及び橋梁の危険箇所の調査

市は，定期的にパトロールを行い，危険箇所の調査，把握に努める。

(ア) 道路

災害による被害の軽減を図るため，危険箇所については，可能な限り補修を行い，幅員の狭い道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については，逐次改良するよう努める。

(イ) 橋梁

日ごろから，橋梁の老朽度を把握し並びに上流の浮遊物，ごみ等が堆積しないよう配慮する。

ウ う回路の調査

市は，災害時において，道路が被害を受けて，早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため，重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し，また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備える。

2 災害用資材、機材、人材等の点検整備計画

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるように、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資機材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

(1) 連絡体制の構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2) 災害対応に必要な備蓄資機材

市は、災害時に有効適切に使用できるよう、常に水防に必要な災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期する。

なお、水防用資機材は、市役所の防災倉庫に整備されている。

(3) 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

市は、医療・助産・防疫等に必要な備蓄資材等は、不時の災害に備えて常に点検、整備をし、特に薬剤については、直接人命に関係するので効用年数等に十分留意する。

(4) 食料・衣料及び生活必需品等

ア 市は、災害時において被災者に対する食料の供給が必要となった場合、米穀、乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、鹿行農林事務所、関東農政局茨城県拠点その他関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市は、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する協定の締結の検討等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

ウ 市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本にのっとり、各家庭に対しても災害に備え、備蓄を図るよう啓発する。

エ 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、市民に対して被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。

3 火災予防計画

市は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

(1) 消防組織の充実・強化

ア 消防機関の充実・強化

消防体制を充実・強化するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、資料9-1「消防団組織図」に示す消防団組織を整備するとともに、予防要員・警防要員を確保し予防業務の万全を期する。

本市には常備消防として鹿行広域事務組合消防本部が設置され、鉾田消防署が本市を管轄している。

消防団は、市内に82分団が設置されており、災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の調達を図り、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図る。

さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づく広域防災体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備えるものとする。

イ 地域の初期消火力の向上

市は、住民自ら守るという市民の防火意識を高揚し、自主防災組織の育成を図る。育成を支援する中で消火器、バケツ等を備えていくとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。

また、工場、事業所等の防火管理者においても、消防法第8条の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

(2) 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

(3) 火災予防対策の徹底

ア 防火管理者の育成、指導

市は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導するとともに、当該防火管理者に対しては、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務の実施の徹底に努める。

イ 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

ウ 危険物施設等の保安監督の指導

市は、資料9-5「危険物施設等の現況」に示す施設の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

エ 林野火災対策

林野火災の多くが「たき火」「たばこ」等の不始末が原因となっていることから、市は、出火防止の啓発宣伝を図るとともに、特に火災危険時期においては、火災の早期発見、通報及び警戒並びに標識等の適切な配置による火気取扱いについての注意を喚起し、火災防止対策に万全を期する。

(ア) 空地の管理者等に対する枯草の刈取りの指導徹底

(イ) 出火防止の広報の実施

オ 防火思想、知識の普及徹底

市は、関係機関並びに団体等と協力して、次の行事を行い、住民の防火思想の普及徹底を図る。

(ア) 火災予防運動、ポスターの掲示、広報車の巡回、広報誌の配布等による火災予防の周知徹底

(イ) 危険物事業所、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、早期通報、初期消火の体制確立の指導と避難訓練の積極指導

(ウ) 消防本部（署）による防火対象物の予防査察

(エ) 消防団員の特別警防訓練

カ 火災警報の発令

消防法第22条の規定に基づき、火災予防上危険であると認められるときに発する火災警報の発令基準は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

(ア) 実効湿度60パーセント以下、最低湿度40パーセント以下、最大風速7メートル又はこれを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速10メートルの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(4) 消防計画の作成と指導強化

市は、国が定める基準に従い作成した消防計画が地域の実態に適合するものであるよう再確認するとともに、必要に応じて県からの指導を受けるものとする。

とくに、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署、消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加え、有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努める。

(5) 消防団員の教育訓練

市は、消防団員に消防の責務を正しく認識させ、技能の修得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び協同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる消防人を養成する。

(6) 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、市は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

(7) 資機材の点検

ア 通常点検

各分団は毎月2回以上消防ポンプの機械器具の点検、清掃、調節、潤滑油の補給等を行い、試運転及び放水試験をなし、不良箇所の早期発見に努める。

イ 特別点検

消防機関は、火災予防週間及び出初式等行事又は災害期前においては消防ポンプ性能点検を実施する。

4 要配慮者支援計画

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

なお、市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者（居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するものとする。

また、市は、路面の平坦性及有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

(1) 避難行動要支援者への支援対策

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。市は、本計画における、この定めに基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、居住状況や避難支援を必要とする事由等、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、本項の定めを達成するため、以下の事項を定める。

ア 避難支援等関係者となる者は、以下のとおりとする。

消防機関：鹿行広域事務組合鉾田消防署、鉾田市消防団

警察：鉾田警察署及び市内各駐在所

民生委員・児童委員

鉾田市社会福祉協議会

行政区

自主防災組織等

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の3点に留意して定めるものとする。

①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

上記を踏まえ、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

①75歳以上の高齢者のみの世帯の者

②要介護者（要介護3・4・5認定者の人）

- ③身体障害者（1，2級の身体障害者手帳を所持する人）
- ④知的障害者（○A，Aの判定の療養手帳を所持する人）
- ⑤精神障害者（1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人）
- ⑥難病患者
- ⑦前各号に掲げる者のほか，特に支援が必要と認められる者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は，避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報について，次に掲げる事項を記載し，又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか，避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また，名簿に掲載する個人情報の入手については，市は，地域ぐるみの協力体制の下，避難行動要支援者に該当する者を把握するよう努めるほか，関係部局で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

エ 名簿の更新

市は，地域ぐるみの協力体制の下での情報収集のほか，災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため，避難行動要支援者名簿を1年に1回更新する。ただし，対象者の異動や状況の変化を把握した場合は，随時に追加や修正を行うこととし，常に名簿情報を最新の状態に保つよう努めるものとする。

オ 名簿提供とその場合における情報の管理

市は，避難支援等関係者に対し，避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし，市条例に特別の定めがある場合を除き，名簿情報を提供することについて，本人の同意が得られていない場合は，この限りでない。

また，市は，避難行動要支援者名簿の提供に際しては，避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう，次に掲げる措置を講ずるものとするが，具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ②災害対策基本法に基づき，避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③避難行動要支援者名簿については，施錠可能な場所へ保管するなど，厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- ④避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には，その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

キ 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

さらに、市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 要配慮者利用施設の安全体制の確保

ア 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、また、防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

イ 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について、必要な援助を行う。

ウ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

エ 防災資機材整備及び食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

オ 防災教育，防災訓練の実施

施設管理者は，施設職員等に対し，防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに，夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的を実施する。

市は，施設管理者に対し，防災知識及び意識の普及，啓発を図るとともに，防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

カ 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し，市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，関係機関の協力を得て，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努める。また，市は，当該施設の所有者又は管理者に対して，必要に応じて，円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 要配慮者の救援体制の確保

ア 要配慮者の状況把握

市は，在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により，把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在，家族構成，緊急連絡先，日常生活自立度，かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより，要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また，保健所等関係機関との連携を図り，要配慮者に係る情報の共有化に努める。

イ 災害時の情報提供，緊急通報システムの整備

市は，災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため，聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して，ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に，要配慮者が迅速に避難できるよう，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，防災関係機関及び福祉関係者と協力して，避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに，情報伝達体制の整備に努める。

また，市は，災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため，要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など，緊急通報システムの整備に努める。

ウ 相互協力体制の整備

市は，民生委員を中心として，避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員），避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により，避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、予め支援者を確保するための個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定をするとともに、避難支援が必要な避難行動要支援者の支援体制の整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

エ 福祉避難所の設定

高齢者や障害者、妊婦など要配慮者のために、福祉避難所の指定に努める。

オ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発に努める。

(4) 外国人に対する防災対策の充実

ア 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、銚田市国際交流協会及び外国人雇用事業所等と連携を図り、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

ウ 防災知識の普及・啓発

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

エ 災害時マニュアルの携行促進

市は、銚田市国際交流協会及び外国人雇用事業所等と連携を図り、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

オ 外国人が安心して生活できる環境の整備

(ア) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市及び銚田市国際交流協会は、外国人相談窓口の充実を図る。

(イ) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表

示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 外国人への行政情報の提供

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供について検討する。

(エ) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(オ) 語学ボランティアの確保

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第4節 防災教育・訓練

1 防災知識の普及計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、市の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

(1) 一般住民向けの防災教育

ア 普及すべき防災知識の内容

- (ア) 風水害時の危険性
- (イ) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (ウ) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (エ) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- (オ) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (カ) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- (ク) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食糧等の備蓄
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (サ) 要配慮者への支援協力

- (シ) 帰宅困難者対策
 - (ス) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
 - (セ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ソ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - (タ) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- イ 防災基地の整備
- 防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。
- ウ 広報紙、パンフレットの配布
- 市は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- エ 講習会等の開催
- 市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。
- オ 住民参加型ワークショップの開催
- 市は、主に洪水浸水想定区域内等、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。
- カ その他のメディアの活用
- (ア) テレビ・ラジオ局，CATV局の番組の活用
 - (イ) ビデオ，DVD，フィルムの製作，貸出
 - (ウ) 文字放送の活用
 - (エ) インターネットの活用（ホームページ，メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，ツイッター等）
 - (オ) 地震体験車等の教育設備の貸出
 - (カ) 県防災情報メールの活用

(2) 児童生徒等に対する防災教育

ア 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園，小学校，中学校においては，児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る。指導内容としては，災害時の身体の安全確保の方法，災害時の助け合いの重要性，災害のしくみ，防災対策の現状などが挙げられ，これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。また，大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう，避難訓練の充実に努める。

イ 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため，以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動，情報収集活動，応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては，現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者，防災機関の担当者，災害を被った自治体の担当者等を講師として招き，研修会，講演会を開催する。

2 防災訓練計画

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 総合防災訓練

ア 訓練種目

- (ア) 災害対策本部設置，運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- (エ) 救出・救助，救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災消火
- (キ) 道路復旧，障害物排除
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報収集伝達

イ 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関の参加を呼びかけ，市及び県等が主催して実施する。

その他，自主防災組織，ボランティア組織，事業所，要配慮者も含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに，応援の派遣，受入れを中心とした県や周辺市町村との合同の訓練も含め実施する。

ウ 防災訓練時の交通規制

警察は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

エ 訓練結果の評価

市は，訓練の実施後は評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

(2) 市及び防災関係機関等が実施する訓練

ア 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑，迅速，確実に期するため，市が中心となり，警察，消防及びその他関係機関の参加のもと，自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て，マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園，保育所（園），認定こども園，小学校，中学校，病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 非常参集訓練

市は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また，非常参集訓練と同時に，本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

エ 通信訓練

市は，災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに，非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また，防災行政無線が使用不能になったときに備え，関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し，非常時の通信連絡の確保を図る。

オ 水防訓練

市は，雨期及び台風期前及び訓練効果のある時期を選んで，消防機関及び住民の動員，警戒，水防工法，資材の調達・輸送，通信連絡，水位雨量の観測，救出避難，広報等を織り込んだ訓練を実施する。

(3) 事業所，自主防災組織及び住民等の訓練

ア 事業所（防火管理者）における訓練

学校，病院，工場，事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき，避難訓練を定期的実施する。

また，地域の一員として，市，鉾田消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

イ 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は，地域住民の防災行動力の強化，防災意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市及び鉾田消防署等の指導の下，地域の事業所とも協調して，年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び老人・障害者等安全確保訓練等を主として行う。

ウ 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み，市をはじめ防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた住民の参加を求め，住民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また，住民は，防災対策の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第2章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 初動対応

1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

市は、銚田市災害対策本部条例（平成17年条例第19号）及び銚田市災害対策本部設置運営要綱（平成19年訓令第28号）の定めるところにより銚田市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎2階会議室に置く。ただし、庁舎が災害のため使用不能となった場合は、市福祉事務所2階会議室又は鹿行広域事務組合消防本部に災害対策本部を置く。その際、速やかにその旨を防災関係機関に連絡する。

イ 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- (ア) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等の警報等が発表され、大規模な災害が市内に発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (イ) 災害救助法の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- (ウ) その他市長が必要と認めたとき。

ウ 廃止基準

本部長（市長）は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。

- (ア) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) 本部長が適当と認めたとき。

エ 設置及び廃止の通知

市は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知又は公表する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当
庁内各部	庁内放送，電話，口頭その他迅速な方法	総務課
県，指定公共機関等	電話，県防災情報ネットワークシステム，文書その他迅速な方法	総務課
一般住民	広報車，防災行政無線	総務課
報道機関	電話，文書又は口頭	総務課

(2) 災害対策本部の活動体制基準

活動体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

ア 警戒体制（必要により災害警戒本部設置）

災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により副本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

イ 緊急体制（災害対策本部設置）

局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

ウ 非常体制（災害対策本部設置）

広範な地域にわたる災害が発生し、又は大きな災害が発生したとき、本部の全力をもって対処する体制

(3) 災害対策本部の組織と編成

ア 本部の設置に関する指示及び伝達

(ア) 総務課長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長及び本部員に連絡するものとする。

(イ) 総務課長は、総務課員に指示し、本部開設に必要な職員の動員等を行う。

イ 本部の編成

災害対策本部には部を設け、部には部長を置く。

(ア) 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。

(イ) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。部員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(ウ) 本部が活動体制に入ったときは、各部長は連絡員を本部事務室に常駐させるものとする。

ウ 本部会議

(ア) 本部長，副本部長及び本部員をもって組織し，災害予防，災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- a 災害救助法に関すること。
- b 本部の活動体制に関すること。
- c 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- d 応援要請に関すること。
- e 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- f 災害広報に関すること。
- g 県に対する要望に関すること。
- h 災害対策本部の廃止に関すること。
- i その他重要な事項に関すること。

(イ) 招集

本部長が必要の都度，招集する。

エ 本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は，登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

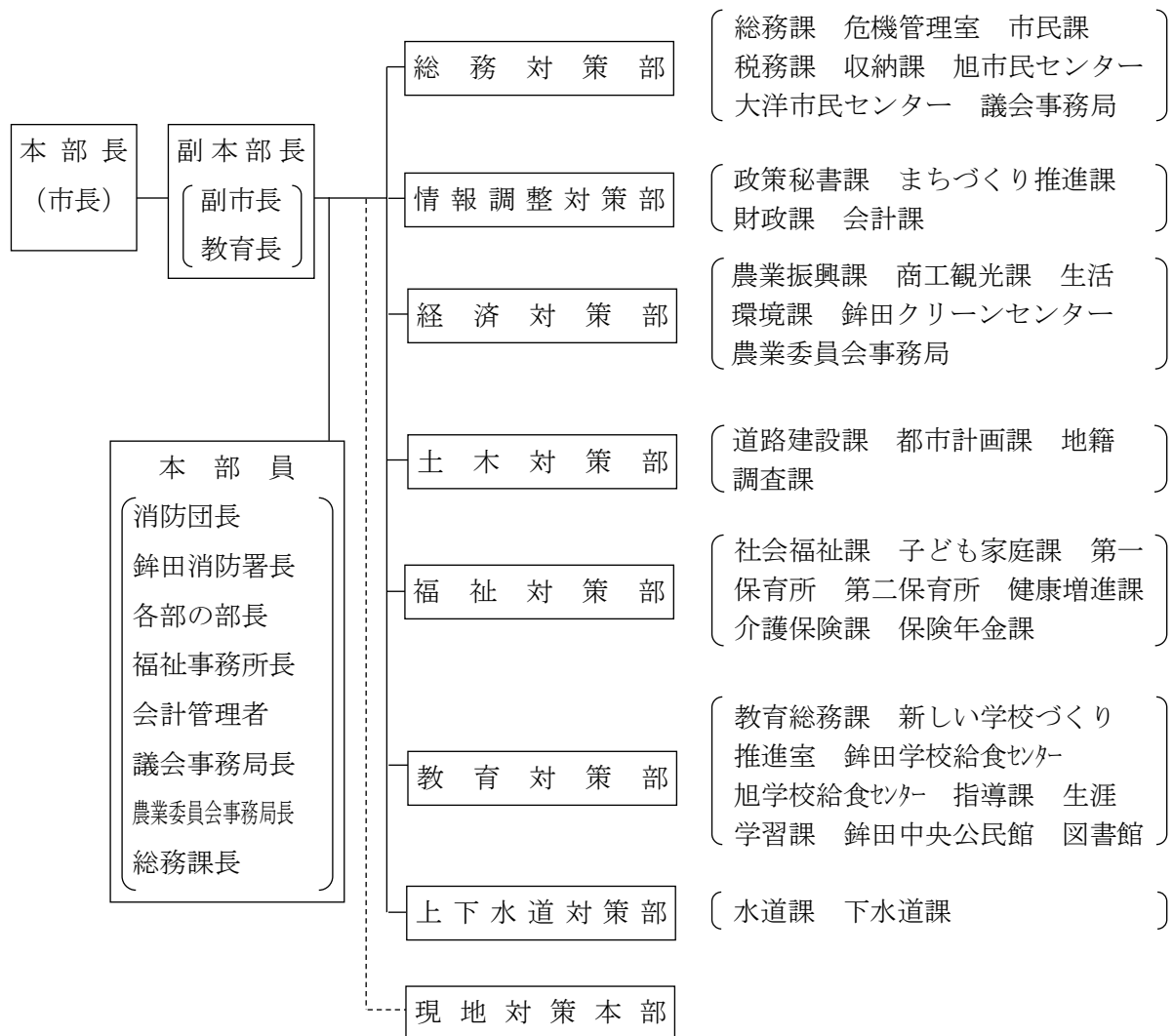
オ その他必要とする事項

本部長は，現場における救助等について，適確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは，現場指揮所の設置を指示し，指揮者を指名して関係機関等との協力体制を取る。

カ 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は，次のとおりである。なお，図中の現地対策本部は本部長の指示により設置するものとする。

〔災害対策本部組織図〕



災害対策本部の組織図及び分掌事務は、次のとおりである。

＜分掌事務に関する注意点＞

- ・本分掌事務は、各対策部での役割を把握するために明記するものである。
- ・対策部内の各課の動員人数は、各対策部内で調整するものとし、災害の程度によって柔軟に対応するものとする。
- ・本分掌事務は、災害対策本部設置時のものとし、本部解散後は、別途、解散時に協議して定めるものとする。

〔災害対策本部の事務分掌〕

部	班	担当課	分掌事務
総務対策部	総務対策部長	総務部長(総括) 議会事務局長	
	総務班 班長: 総務課長	総務課 危機管理室 議会事務局 (市民センター消防団 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置, 運営及び本部会議等に関すること。 2 災害対策の総合調整に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 消防団の活動に関すること。 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。 7 気象予警報の授受, 伝達に関すること。 8 通信計画に関すること。 9 労務計画に関すること。 10 他部との連絡調整に関すること。 11 その他各部に属さない事項に関すること。 12 災害情報の総括に関すること。
	受援班 班長: 総務課長	総務課 (人事担当) 財政課 (業務資源担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援体制の確保に関すること。 2 人的支援の受入れに関すること。 3 業務資源の受入れに関すること。 4 受援に係わる調整会議等に関すること。
	避難所対策班 班長: 収納課長	市民課 税務課 収納課 旭市民センター 大洋市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置, 運営の統括及び避難者情報のとりまとめに関すること。 2 被災者への食料, 生活必需品の給与及び飲料水の配布に関すること。 3 住民等からの安否情報に関する問い合わせ対応に関すること。 4 死者・行方不明者情報の整理および記録に関すること。
	り災調査班 班長: 税務課長	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害状況の調査に関すること。 2 り災証明の発行に関すること。
情報調整対策部	情報調整部長	政策企画部長(総括) 会計管理者	
	情報班 班長: 政策秘書課長	政策秘書課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の広報に関すること。 2 災害の記録に関すること。 3 視察等の来庁者に対する応接に関すること。 4 本部長の秘書に関すること。 5 災害復興計画の企画立案に関すること。

部	班	担当課	分掌事務
情報調整対策部	公聴班 班長： まちづくり推進課長	まちづくり推進課 財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害相談窓口の開設，運営に関する事 2 被災者からの問い合わせ，相談，要望等の対応に関する事。 3 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 4 自衛隊の派遣要請に関する事。
	財政管財班 班長： 財政課長	財政課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁用自動車の管理，運営に関する事。 2 公有財産の被害調査に関する事。 3 災害対策に伴う予算措置並びに災害経費の支出に関する事。 4 災害関係費の出納に関する事。 5 災害対策に伴う備品の調達に関する事。 6 支援金の受付，保管及び分配に関する事。 7 支援物資の分配に関する事。 8 所管施設の被害調査，応急復旧に関する事。
経済対策部	経済対策部長	環境経済部長(総括) 農業委員会事務局長	
	経済班 班長： 農業振興課長	農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農林水産物等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 家畜伝染病の予防，防疫及び応急措置に関する事。 4 被災商工業者の経営相談及び指導に関する事。 5 農林水産関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関する事。 6 被災者の食料，飲料水及び生活必需品の調達・搬送に関する事。 7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
	防疫班 班長： 生活環境課長	生活環境課 銚田クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関する事。 2 遺体の収容処理及び埋火葬に関する事。 3 被災地の衛生管理に関する事。 4 仮設トイレの設置に関する事。 5 被災地のし尿処理に関する事。 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。

	班	担 当 課	分 掌 事 務
土木対策部	土木対策部長	建設部長	
	土木建築班 班長： 道路建設課長	道路建設課 都市計画課 地籍調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 公営住宅の被害調査及び応急措置に関すること。 3 建設業者との連絡調整に関すること。 4 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 5 地すべり，土砂くずれ等の調査及び応急措置に関すること。 6 宅地危険度判定に関すること。 7 建物応急危険度判定に関すること。 8 災害救助法に基づく被災住宅の応急処理に関すること。 9 浸水被害への対応に関すること。 10 建設型応急仮設住宅の用地確保，入居受付，建設に伴う調整，管理に関すること。 11 災害救助法に基づく借り上げ型応急仮設住宅に関すること。 12 災害復旧・復興計画の都市計画に関すること。
	福祉対策部長	福祉保健部長(総括) 福祉事務所長	
福祉対策部	福祉班 班長： 社会福祉課長	社会福祉課 子ども家庭課 第一保育所 第二保育所 介護保険課 保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること。 2 福祉避難所の開設，運営に関すること。 3 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。 4 要配慮者対策に関すること。 5 災害ボランティアセンターの開設，運営に関すること。 6 義援物資の受入，管理，配分に関すること。 7 義援金の受付，保管及び分配に関すること。 8 被災者生活再建支援法に関すること。
	医療救護班 班長： 健康増進課長	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関すること。 2 救護所の設置，運営に関すること。 3 医療救護チームの出動に関すること。 4 日赤医療救護班の出動要請に関すること。 5 広域医療応援に関すること。 6 医療搬送に関すること。 7 医薬品の確保に関すること。 8 被災者の健康管理に関すること。 9 被災地の保健衛生に関すること。 10 被災地の感染症対策に関すること。 11 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。

部	班	担当課	分掌事務
教育対策部	教育対策部長	教育部長	
	教育班 班長： 教育総務課長	教育総務課 新しい学校づくり 推進室 銚田学校給食センター 旭学校給食センター 指導課 生涯学習課 銚田中央公民館 図書館	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 児童生徒の安全対策に関する こと。 3 災害時教育の応急措置に関する こと。 4 教科書等学用品の災害状況調査及び給与に 関すること。 5 給食施設の応急利用に関する こと。 6 文化財の災害状況調査並びに保護対策に 関すること。 7 所管施設に設置される避難所に関する連絡 調整、運営協力に関する こと。 8 避難者の移送に関する こと。
上下水道対策部	上下水道対策部長	上下水道部長	
	上水道班 班長： 水道課長	水道課	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 飲料水の確保、供給に関する こと。
	下水道班 班長： 下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に 関すること。 2 所管施設等の被害調査、応急復旧に 関すること。

(4) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

動員は、災害警戒本部長である副市長が災害の状況に応じて、動員の指令を行う。なお、本部長の職務代理者は総務部長とする。

各対策部の分掌事務は災害対策本部の分掌事務に準じるものとする。

2 動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部において状況に応じた所要人員の動員を図る。なお、動員に当たっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

(1) 動員の伝達方法

総務課長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、直ちに災害対策実施のため必要な職員の動員を行う。なお、警戒体制の伝達については、副市長の指示に基づき、危機管理室長が行う。

ア 勤務時間内については、次のとおりとする。

(ア) 庁内放送及び電話等により各部長に動員の伝達をする。

(イ) 各部長は、部内の配備体制を整える。

(ウ) 部長不在の場合は、当該部の幹事課長がその職を代理する。

イ 勤務時間外については、次のとおりとする。

(ア) 県からの気象予警報、災害情報を受領した宿直者は、直ちに総務課長に伝達する。

(イ) 総務課長は、一般加入電話等により本部長、副本部長に報告し、本部長より配備決定の指示を受けた場合には、速やかに各部長に動員の伝達をする。

(ウ) 各部長は、部員への伝達など必要な措置をとる。

(エ) 部長が不在かつ連絡不能の場合は、当該部の幹事課長に動員の伝達をする。

ウ 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式で参集状況を記録し、総務課長に報告するとともに、総務対策部長を通じて本部長に報告する。

[報告事項]

部・班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
登庁不可能のため最寄りの市公共施設に非常参集した人員
その他

(2) 配備体制

ア 各部の配備体制

部内の動員は、各部長が行う。

〔配備体制〕

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
連絡配備 第1次防災体制 (警戒レベル2) ①初動参集 (災害準備体制) ②連絡参集 (災害注意体制) 災害警戒連絡会議 設置	<ul style="list-style-type: none"> 警報に切り替える可能性が高い大雨、洪水、強風等の注意報が発表されたとき。 台風の暴風域が24時間以内にかかると予想されているとき。 台風が24時間以内に接近することが見込まれるとき。 	①初動参集 連絡要員配置 ・総務班(危機管理室)	本庁舎2階 危機管理室
		②連絡参集 災害警戒連絡会議	本庁舎2階 大会議室
警戒体制 第2次防災体制 (警戒レベル3) ①連絡参集 災害警戒本部設置 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、局地的な災害発生のおそれがあるとき。 台風の暴風域が12時間以内にかかると予想されているとき。 台風が12時間以内に接近することが見込まれるとき。 	①災害警戒本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/4程度)	各対策班指定 場所
緊急体制 第3次防災体制 (警戒レベル4) ①自主参集 災害対策本部設置 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、局地的に災害が発生し、さらに災害が拡大するおそれがあるとき。 	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/2程度)	各対策班指定 場所
非常体制 第5次防災体制 (警戒レベル5) ①継続 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが発表され、広範な地域にわたり災害が発生し、又は大規模な災害が発生したとき。 本部長が必要と認めたとき。 	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の全職員	各対策班指定 場所

イ 災害対策本部を設置するまでの配備体制

災害対策本部を設置するまでの間の配備は、別に定める警戒本部の設置により行う。

ウ 各部の動員計画

各部長は、別に定める動員計画により職員の動員を行う。

エ 自主参集

職員は、勤務時間外等において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から動員基準に該当すると判断した場合は、動員命令を待たずに自ら所属の部署に参集する。

なお、職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動部として、各種情報の収集伝達など初動活動にあたる。

オ 非常参集

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に交通途絶等のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの公民館、学校等の市施設に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(3) 応援及び協力要請

ア 各部において災害応急対策活動を実施するに当たり、職員に不足を生ずるときは、所属部長を通じ総務対策部長に他部からの応援を要請する。

イ 関係部長から前号の要請を受けた総務対策部長は、直ちに他部との調整を行い、応援協力体制を整える。

第2節 災害情報の収集・伝達

1 気象情報等計画

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施し、被害を最小限に防止する。

(1) 特別警報・警報・注意報

ア 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、次のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 特別警報(大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪) ※県防災計画 資料3-3, 4

大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪といった気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象台は、発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(下記の〈参考1〉参考)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

〈参考1〉特別警報の指標

要因区分	該当特別警報	特別警報の指標									
雨が要因の場合	・大雨特別警報	<p>■以下①, ②のいずれかを満たすと予想され, かつ, さらに雨が降り続くと予想される地域の中で, 浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に発表。</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において, 50年に一度の値※以上となった5km格子が, 共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において, 50年に一度の値※以上となった5km格子が, 共に10格子以上まとまって出現(ただし, 3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。)</p> <p>※銚田市にかかる5km格子の50年に一度の平均値は, 48時間雨量289mm, 3時間雨量124mm, 土壌雨量指数204であり, 土壌雨量指数に関する警報基準は128である。(R3.3.25現在)</p>									
台風又は温帯低気圧が要因の場合	・大雨特別警報 ・暴風特別警報(温帯低気圧で雪を伴う場合は暴風雪特別警報) ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	<p>■「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に発表。</p> <p>■台風については, 指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま, 中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における, 大雨・暴風・高潮・波浪の警報を, 特別警報として発表。</p> <p>■温帯低気圧については, 指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における, 大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を, 特別警報として発表。</p>									
雪が要因の場合	・大雪特別警報	<p>■府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり, かつ, その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表。</p> <p>■50年に一度の積雪深の値が小さな地域については, 既往最深積雪の値なども用いて指標を設定する。</p> <p>※茨城県では, 以下の二地点を積雪深の指標とする。ただし, 下記の二地点は, 積雪深ゼロの年もあり, 50年に一度の値の信頼性が低いので, あくまで参考値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標地点</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸</td> <td>26</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	指標地点	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	水戸	26	32	つくば	26	27
指標地点	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)									
水戸	26	32									
つくば	26	27									

(イ) 大雨警報(浸水害)(土砂災害)

令和2年8月6日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	大雨警報(浸水害)	大雨警報(土砂災害)
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市	19	135
		潮来市	20	133
		神栖市	21	141
		行方市	18	122
		銚田市	18	128

R1: 1時間雨量, R3: 3時間雨量, RT: 総雨量

(ウ) 洪水警報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準 ※複合基準	指定河川洪水予報による基準
南 部	鹿行地域	鹿嶋市		霞ヶ浦・北浦 [白浜]
		潮来市	前川流域=14.5 夜越川流域=12.8	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜] 利根川下流部 [横利根]
		神栖市	※利根川流域=(10, 51.4)	霞ヶ浦・北浦 [白浜] 利根川下流部 [横利根]
		行方市	蔵川流域=10.9 山田川流域=12.2 城下川流域=7.6 梶無川流域=14.2	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		銚田市	大谷川流域=11.4 巴川流域=14.4 銚田川流域=10.6 長茂川流域=5.7	霞ヶ浦・北浦 [白浜]

R1：1時間雨量，R3：3時間雨量，RT：総雨量

(エ) その他の警報

令和2年8月6日現在

種 類		発 表 基 準 (南部・鹿行地域)
警 報	暴風 (平均風速)	陸上20m/s 海上25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上20m/s 海上25m/s 雪を伴う
	波浪 (有義波高)	6 m
報	高潮 (潮位：TP上)	1.4m (通常基準) 1.2m (暫定基準)
	大雪 (12時間降雪の深さ)	10cm

※有義波高：観測される波のうち、高い方から1/3の波の高さを平均したもの。

※TP：東京湾平均海面のこと。海拔0メートルを意味する。

〈参考〉

- ・ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 平坦地，平坦地以外の定義
平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

(ウ) 大雨注意報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市	9	93
		潮来市	8	91
		神栖市	8	97
		行方市	9	84
		銚田市	9	88

R1 : 1時間雨量, R3 : 3時間雨量, RT : 総雨量

(カ) 洪水注意報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準 ※複合基準	指定河川洪水予報による基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市		霞ヶ浦・北浦 [白浜]
		潮来市	前川流域=8.7 夜越川流域=10.2 ※前川流域=(5, 4.7)	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		神栖市	※利根川流域=(5, 46.3)	霞ヶ浦・北浦 [白浜] 利根川下流部 [横利根]
		行方市	蔵川流域=8.7 山田川流域=9.7 城下川流域=6.0 梶無川流域=11.3 ※山田川流域=(5, 9.7) ※城下川流域=(5, 6)	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		銚田市	大谷川流域=9.1 巴川流域=14.4 銚田川流域=10.6 長茂川流域=4.5 ※巴川流域=(7, 10.8) ※銚田川流域=(7, 7.4)	霞ヶ浦・北浦 [白浜]

R1 : 1時間雨量, R3 : 3時間雨量, RT : 総雨量

(キ) その他の注意報

令和2年8月6日現在

種	類	発表基準（南部・鹿行地域）
注 意 報	強風（平均風速）	陸上12m/s 海上15m/s
	風雪（平均風速）	陸上12m/s 海上15m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：TP上）	0.9m（通常基準） 0.7m（暫定基準）
	大雪（12時間降雪の深さ）	5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度40% [×] で、実効湿度60% [×]
	濃霧（視程）	陸上100m 海上500m
	霜（最低気温）	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
	なだれ	
	低温（最低気温）	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

※有義波高：観測される波のうち、高い方から1/3の波の高さを平均したもの。

※TP：東京湾平均海面のこと。海拔0メートルを意味する。

(ク) 気象等に関する注意報，警報，特別警報の構成と発表の仕方について

a 構成

気象等に関する注意報，警報，特別警報は次の順で構成されている。

(a) 発表年月日時分，発表官署名

標題に示す注意報・警報・特別警報の発表時刻と発表官署名を示す。

(b) 標題

対象となる発表区域及びその区域に対する注意報・警報・特別警報の種類を示す。

(c) 注意警戒文

注意警戒を要する細分区域，現象の発生時刻又は終了時間，予想される災害等の要点を簡潔に記述し，二重括弧で囲う。

特別警報については，注意警戒文の冒頭に特別警報である旨とその種別を明示する。

(d) 本文

① 本文は常に二次細分区域ごとに記述し，[発表]・[解除]・[継続]を含む注意報・警報・特別警報の発表状況や警戒すべき事項，予想される気象状況，量的予報事項を簡潔に記述する。予想される気象状況については，現象の開始時刻，終了時刻，ピーク時刻及び最大値等を簡条書きで明示する。

② 大雨警報が発表されている状況下で、過去数年で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合等に、二次細分区域ごとに「重要変更」を記述する。

③ 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として明示する。

b 発表の仕方

気象等に関する注意報・警報・特別警報は、市町村単位で発表される。

また、注意報、警報は、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取り扱う。

(a) 2つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報を同時に発表する。また発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。この場合、表題に発表区域ごとに注意報又は警報の種類を併記すると共に、本文の二次細分区域ごとに[発表]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。

(b) 1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。この場合、本文の二次細分区域ごとに[発表]・[解除]・[継続]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替えた場合は、[警報から注意報]を付記する。

(c) 注意報・警報・特別警報の解除について

一度発表した注意報・警報・特別警報はその必要がなくなった時は必ず解除を発表する。

(ケ) その他

水戸地方気象台(気象庁)は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

a 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

b 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

c 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県北部」・「茨城県南部」)で気象庁から発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

d 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

e キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種 類	概 要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

イ 特別警報・警報・注意報の伝達

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防本部に通知する。

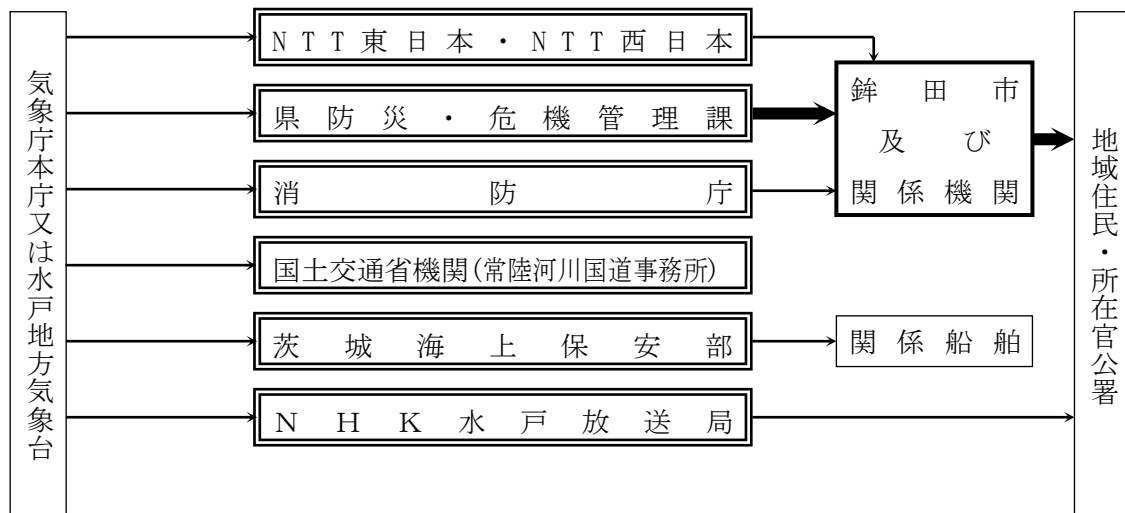
特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。

また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、ツイッターなどを活用して、住民等に情報を提供するよう努めるものとする。

なお、注意報・警報・特別警報は次に示す伝達系統図により通知する。

ウ 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。



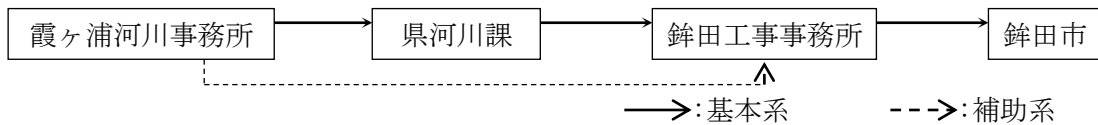
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 太い矢印の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 水防警報河川の水防警報

霞ヶ浦河川事務所は水防警報河川(霞ヶ浦・北浦)の水防警報を発表する。これらの水防警報は、霞ヶ浦河川事務所が茨城県(河川課)に通報し、鉾田工事事務所を通じて市に伝達される。

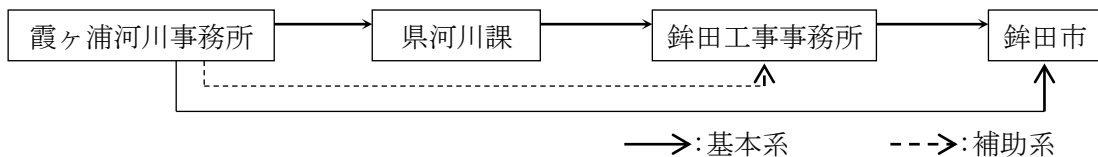
[伝達系統図]



(3) 洪水予報河川の洪水予報

水戸地方気象台は、霞ヶ浦河川事務所と共同で洪水予報河川(霞ヶ浦・北浦)の洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報)を発表する(警戒レベル2~5に相当する)。これらの洪水予報は、担当の霞ヶ浦河川事務所が茨城県(河川課)に通報し、鉾田工事事務所を通じて市に伝達されるとともに、市に直接伝達される。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報するものとする。

[伝達系統図]



(4) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要

種類	表題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

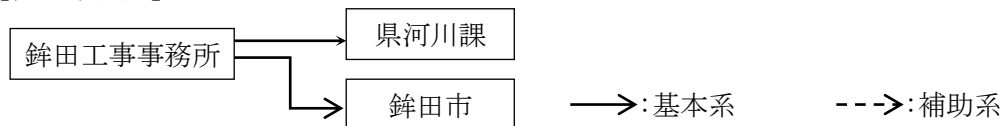
種 類	表 題	概 要
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

(5) 水位周知河川の水位情報

銚田工事事務所は、県が管理する水位周知河川(巴川)について、河川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県(土木部河川課)に通報するとともに、市に伝達する。

[伝達系統図]



(6) 洪水予報等の住民及び要配慮者利用施設への伝達

上記(3)の洪水予報及び上記(4)の水位情報河川の水位情報が発表された場合には、市は、本節「4 広報計画」に基づき住民に伝達する。また、以下の浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設については、電話等により適切に伝達を行う。

要配慮者利用施設	住 所	電話番号	対象浸水想定区域	
老人福祉センター ともえ荘	当間228-2	0291-33-4107	・北浦洪水浸水想定 ・巴川洪水浸水想定	
ほっとパーク銚田	当間220	0291-34-1211		
医療法人三尚会 高須病院	銚田2570	0291-33-2131		
医療法人白翔会 白石医院	銚田1644	0291-32-2740		
上杉医院	銚田1635-1	0291-32-2509		
巴診療所	上富田52-1	0291-36-3627		
きしろ整形外科クリニック	新銚田2-6-1	0291-33-2136		
鬼沢ファミリークリニック	銚田2119-1	0291-33-2555		
出久根歯科医院	銚田2588-1	0291-32-2410		
渡辺歯科医院	銚田2121	0291-32-2123		
高柳歯科医院	銚田1522	0291-32-2722		
複合型サービス にこにこ	銚田2570	0291-34-2520		
地域活動支援センター のぞみ	当間228	0291-32-5831		
地域活動支援センター スマイルハウス	当間228	0291-32-3730		
グループホームふぁーれ	上幡木1656-215	0291-36-7613		・津波浸水想定

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する）。

市は、これを適切に住民等に周知する。また、以下の土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設については、電話等により適切に伝達を行う。

要配慮者利用施設	住所	電話番号	対象土砂災害警戒区域
銚田南中学校	銚田1469-1	0291-32-2757	402-I-023
第二保育所	銚田148	0291-32-3697	402-II-007
茨城県立銚田第二高等学校	銚田1158	0291-33-2171	402-I-007

(8) 火災気象通報

水戸地方気象台は消防法第22条第1項の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

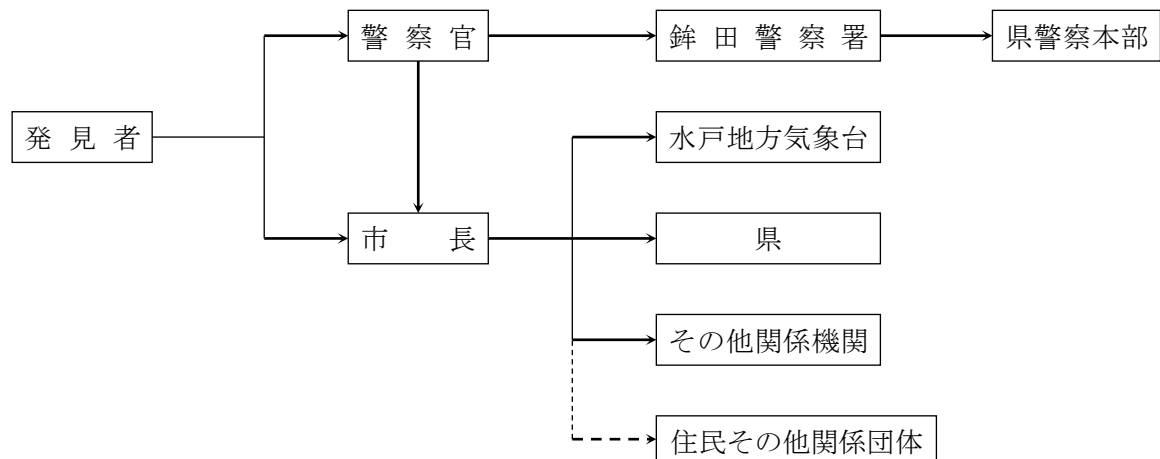
実 施 基 準
① 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合
② 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(9) 異常現象発見者の通報と措置

ア 災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ 住民から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

ウ 発見者等から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及びその他防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。



2 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 被害状況等の収集

ア 各部長は、災害が発生した場合は、直ちに「被害状況等報告」に掲げる被害のうち所管に係る被害状況を収集し、総務対策部に報告する。被害の判断基準は、本節2(1)オのとおりである。なお、被害状況の取りまとめは、総務対策部が行う。

イ 被害状況等の収集及び報告の取りまとめ担当課は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 課
人 的 被 害	総 務 課
住 家 被 害	ま ち づ く り 推 進 課
公 共 建 物 被 害	財 政 課
文 教 施 設 被 害	教 育 委 員 会
農 林 ・ 畜 産 及 び 農 林 業 施 設 被 害	農 業 振 興 課
公 共 土 木 施 設 被 害	道 路 建 設 課
水 道 施 設 被 害	水 道 課
下 水 道 施 設 被 害	下 水 道 課
商 工 関 係 被 害	商 工 観 光 課
医 療 施 設 被 害	健 康 増 進 課
福 祉 施 設 被 害	社 会 福 祉 課
火 災 被 害	総 務 課
市 営 住 宅 被 害	都 市 計 画 課

(2) 被害情報等の報告

ア 災害対策基本法に基づく報告

(ア) 報告区分

市長は、災害対策基本法第53条に基づき、知事に次の区分により、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行う。

a 即報

市は、「(イ) 報告の基準」に該当する事態が発生したときは、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

b 確定報告

災害に対する応急対策が完了した後10日以内に最終の報告をする。

c その他の報告

災害の報告は a, b によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

(イ) 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生したとき行う。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

a 市災害対策本部が設置されたとき。

b 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

イ 情報収集活動の応援要請

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、市は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

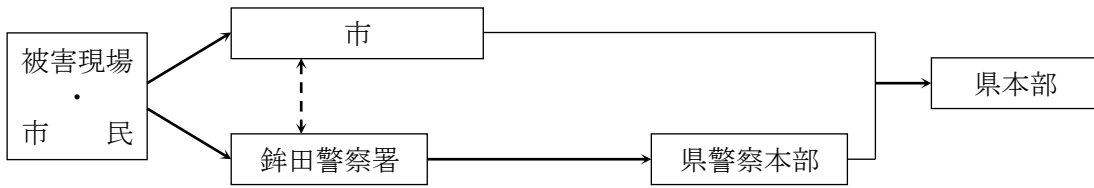
ウ 異状通報時の措置

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、市は、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

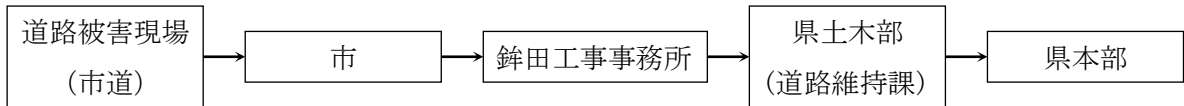
エ 被害種類別の情報収集・伝達系統

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、市は、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

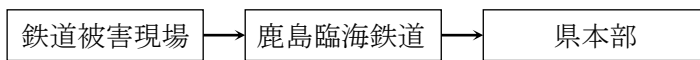
(ア) 情報収集・伝達系統1 (死者, 負傷者, 建物被害, その他の被害)



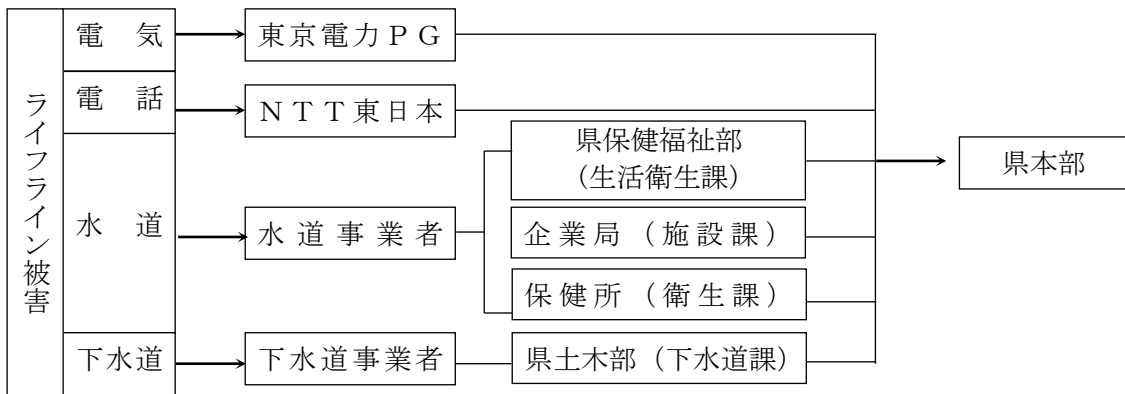
(イ) 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



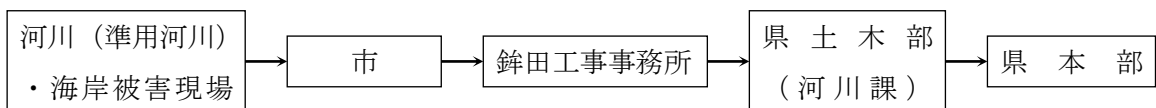
(ウ) 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



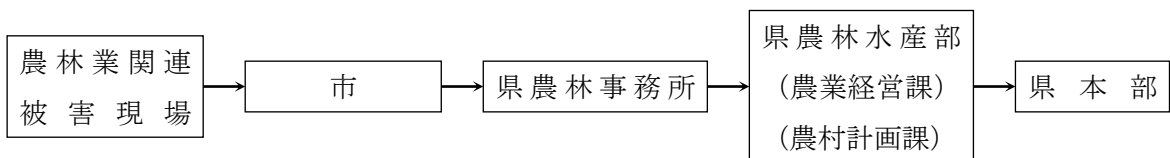
(エ) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



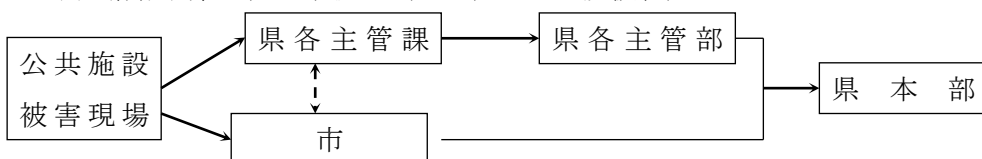
(オ) 情報収集・伝達系統5 (河川, 海岸被害)



(カ) 情報収集・伝達系統6 (農産物, 農地, 農業基盤, 林産物, 林地被害)



(キ) 情報収集・伝達系統7 (その他公共施設被害)



オ 被害の判断基準

被害区分		判断基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	棟	独立した一つの建築物をいう。 母屋より延べ床面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場等)があるような場合は、母屋と同一棟とみなす。 また、渡り廊下等で接続された二つ以上の母屋がある場合は、その部分を折半してそれぞれの棟とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。また、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎棟を一世帯として取り扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の床延面積の70%に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		判断基準等
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の判断基準等に準じて取り扱うものとする。
	崖崩れ	自然崖及び宅地造成に伴う人口崖の崩落、崩壊等により、人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものとする。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊等が50m ³ を超えらると思われるものは報告するものとする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。世帯数は、世帯の判断基準等に準じて取り扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害額とする。	
市災害対策本部	災害対策基本法第23条に基づき、市長が設置した災害対策本部とする。	
災害救助法避難の指示等	災害救助法第2条に基づき、知事が適用した災害とする。	
消防職員出動延べ人数	消防組織法第12条に定める消防職員とし、災害時におけるその出動延べ人数とする。	
消防団員出動延べ人数	消防組織法第15条の2に定める消防団員とし、災害時におけるその出動延べ人数とする。	
応急対策状況等	市及び関係機関がとった応急対策状況、あるいは災害の直接の要因（例：〇〇川の堤防損壊、△△地区の崖崩れ）等を記入する。	

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校・病院・庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣状況

3 通信計画

市は防災関係機関と相互に協力して、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保する。

(1) 関係機関との連絡方法

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により防災関係機関に報告又は通報する。

連絡機関	連絡方法
市 ↔ 県	県防災情報システム, 電話, 電報
市 ↔ 警察署 駐在所	電話, 使送
市 ↔ 消防署	電話, 使送
市 ↔ 消防団	電話, 市防災行政無線, 防災メール
市 → 住民	市防災行政無線, 広報車, インターネット

(2) NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

ア 災害時優先電話の指定

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し届出て、既に災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、次のとおりである。

設置場所	指定電話番号
銚田市役所	0291-33-2111
災害対策本部	0291-33-2114 0291-33-2115
消防本部	0291-34-2119
銚田消防署	0291-34-0119

イ 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

ウ 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して電報取扱局に申し込む。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本市の電話番号及び頼信責任者名を電報取扱局に申し出る。

エ 非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲

非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料3-5「非常・緊急電報の内容等」とする。

オ 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

(3) 公衆電気通信設備が利用できない場合

ア 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等、災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは、同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(ア) 使用又は利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 消防通信設備

(イ) 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。）。

(ウ) 警察通信設備の使用手続

市は、警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、県警察本部と県との協定に基づき、資料3-5「警察通信設備の使用手続き」によって、県の例に準じて行う。

イ 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

(ア) 通信の内容

非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象の観測資料

- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- k 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(イ) 取扱い無線局

官公庁、会社等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(ウ) 頼信の手続

非常無線通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- a あて先の住所・氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- c 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあげない。
- d 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に災害に関する通知、要請、予・警報、避難指示等の情報伝達等の放送を要請する。

エ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。

オ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信確保する。

カ アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、市内のアマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図る。また、県が災害発生後ボランティア「担当窓口」を開設した場合、市はコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティアとの連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

キ 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、第2編第2章 第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に規定するとおりである。

4 広報計画

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

(1) 実施責任者

災害時の広報活動は、総務対策部が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、広報担当に報告する。

(2) 広報手段

市は、広報車、電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やビラの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX
各 関 係 機 関	電話、広報車、防災行政無線、連絡員の派遣
一 般 住 民， 被 災 者	広報車、広報紙、防災行政無線、サイレン、口頭
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	立看板、掲示板、チラシ（新聞折込み）、ハンドマイク、インターネット

なお、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(3) 広報内容

総務対策部は、消防機関、報道機関等の協力を得て、利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 気象・洪水予報等の河川防災情報、土砂災害警戒情報（地震・津波）に関する情報※
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- キ ライフラインの被害状況、復旧状況
- ク 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ケ その他必要事項

※気象等に関する特別警報(大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪)が発表された場合、市は、住民及び所在の官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、これらの広報を適切に行う。

(4) 広報活動

市は、一般住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的に分かりやすくとりまとめて広報を行う。また、広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、災害発生時には地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況についても適切な広報を行い、人心の安定を図る。

ア 災害発生前の広報

市は、災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施する。

イ 災害発生後の広報

(ア) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

(イ) あらゆる広報機材を利用し、また防災関係機関と連携して迅速に行う。

(5) 報道機関に対する協力及び発表

ア 報道活動への協力

市は、報道機関から災害関係資料等の提供依頼があった場合には可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

(イ) 発表は、原則として総務対策部長が実施する。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務対策部長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

(6) 広報資料の作成

被害状況の確認，記録の保存のため，情報調整対策部は，災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか，各関係機関と緊密な連絡をとり，また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

ア 広報担当者，他部及び関係機関の撮影した災害写真，ビデオテープ

イ 災害応急対策活動取材した写真，ビデオテープ

ウ 各関係機関及び住民等が撮影した災害及び応急対策の写真，ビデオテープ

(7) 庁内連絡

総務対策部は，災害情報及び被害状況の推移を，庁内放送を利用し職員に周知させる。また，各部に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

5 県防災ヘリコプター要請計画

市長は茨城県知事に対して，資料6-2「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」の定めるところにより，応援要請を行うことができる。

資料6-2 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

資料6-3 茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱

資料6-4 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

資料6-5 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

第3節 応援・派遣

1 労務計画

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には、労務者等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保する。

(1) 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達又はあっせんを要請する。

(2) 雇上げの方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(3) 民間団体への協力要請

市は、円滑に災害応急対策を実施するため、民間団体等へ協力要請を行う。

(4) 災害救助法による労務者の雇上げ

ア 労務者雇上げの範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 災害にかかった者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 遺体の搜索
- (カ) 遺体の処理
- (キ) 救助用物資の整理配分

イ 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

ウ 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

2 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産の保護のために必要がある場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図る。

(1) 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

(2) 災害派遣要請基準

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに要請するものとする。

○ 災害派遣要件の範囲

ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

イ 緊急性 差し迫った必要があること

ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(3) 災害派遣要請の活動範囲

自衛隊の災害派遣の要請範囲は、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 災害派遣要請の手続き

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、「自衛隊の災害派遣要請について(依頼)」により、知事にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電報、電話により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合は、直接最寄部隊に周囲の状況を通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

(5) 災害派遣要請先

区 分	担 当 課 名	電 話 番 号
茨 城 県	防災・危機管理課	029-301-2885

(6) 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をする。

	部 隊 等 の 長 (所 在 地)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 時間内 233 235 時間外 302
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直 幹部	0299-52-1331 内線 時間内 2231 時間外 2215

(7) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、前各号に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(8) 自衛隊受入れ体制の確立

市は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努める。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業を開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (イ) 連絡職員を指名する。
- (ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

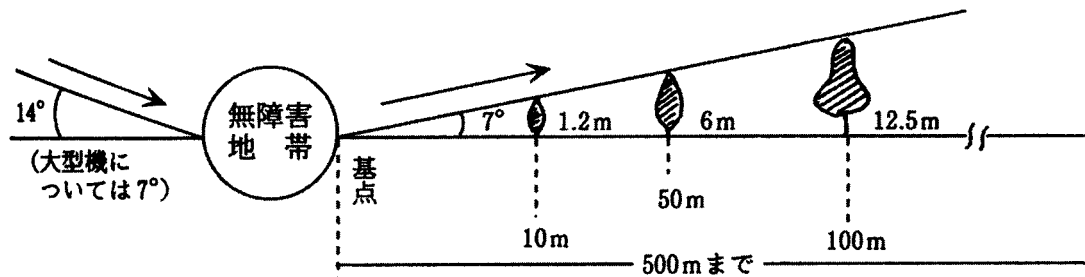
イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

ウ ヘリコプターの受け入れ

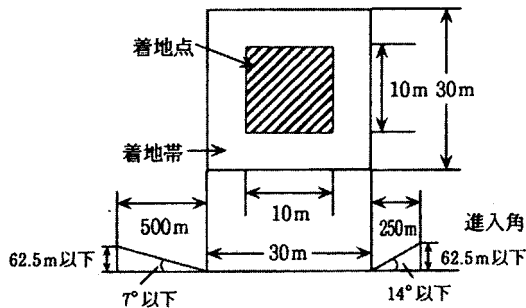
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

- (ア) 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

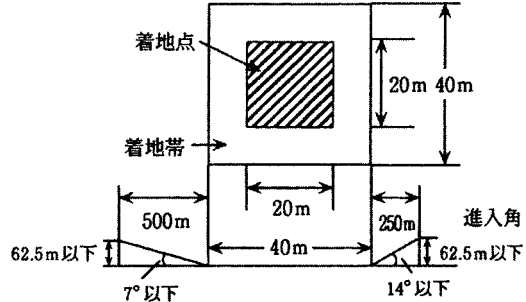


a 離着地点及び無障害地帯の基準

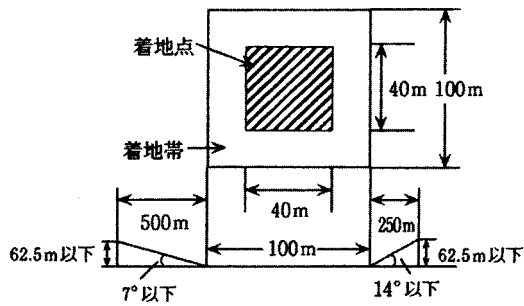
(a) 小型機(OH-6)の場合



(b) 中型機(UH-1(1J), UH-60JA)の場合



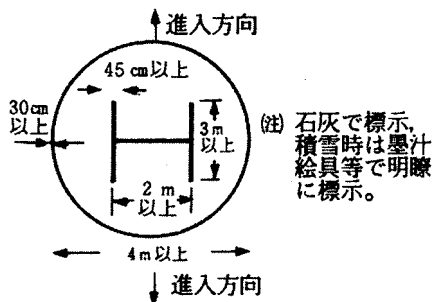
(c) 大型機(CH-47)の場合



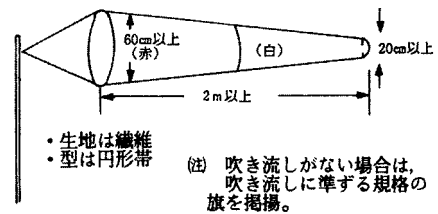
b 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(i) 離着地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



(ウ) 危害予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(エ) 臨時ヘリポートは、資料6-6「茨城県防災航空隊離発着場」のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れ等を規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさないよう措置を講ずる。

(9) 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、市長は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

(10) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、おおむね次のとおりである。

- ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費，借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費，電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
なお，疑義が生じた場合は，自衛隊と市が協議するものとする。

3 応援要請並びに応援計画

市は，市内において災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，あらかじめ締結した相互応援協定に基づき，迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努める。

(1) 実施責任者

県，他市町村等への応援要請は，市長が行う。

(2) 応援要請

ア 他市町村への要請

市長は，市内における適切な応急対策を実施する必要があると認めるときは，資料2-1「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき，他の市町村長等に対し応援を求める。

イ 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は，知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は，県に対し，次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし，緊急を要し，文書をもってすることができないときは，口頭又は電話等により要請し，事後速やかに文書を送付する。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- a 災害の状況
- b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- c 応援を希望する物資，資材，機械，器具等の品名及び数量
- d 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- f その他必要な事項

(イ) 職員派遣あつせん時に記載する事項

- a 派遣のあつせんを求める理由
- b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に対し協力を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確保

(ア) 連絡窓口の明確化

県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課とする。

(イ) 受入施設の整備

市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を、災害時に迅速に対応できるよう、整備しておく。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

(ウ) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(ア) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

(イ) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

(4) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

ア 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (ア) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (イ) 災害が拡大し他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- (ウ) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (エ) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- (オ) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(ア) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておく。

(イ) ヘリコプター活動体制の整備

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。そのため、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

ウ 応援受入体制の確保

(ア) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(イ) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(ウ) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- a 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- b 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- c 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（公園等）
- d 消防活動資機材の調達・提供

(エ) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市の負担とする。

(5) 他市町村被災時の応援・派遣

市は、他市町村において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なため、県又は被災市町村から応援要請があった場合、災害対策基本法第67条に基づき応援を実施する。ただし、緊急を要する場合には、自主的に応援することができる。

第4節 被害軽減対策

1 消防活動計画

災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため、市が定める消防計画に基づき、活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

(1) 消防活動体制の整備

市は地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておく。

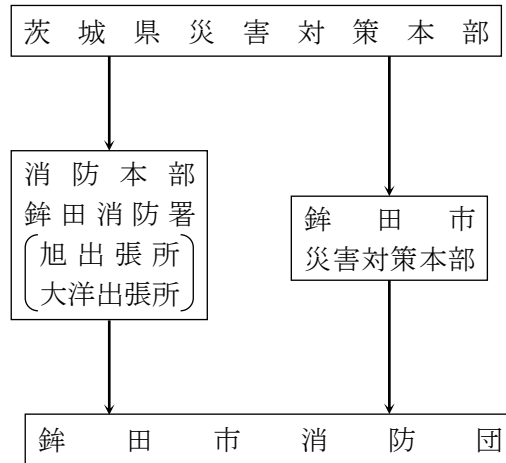
(2) 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

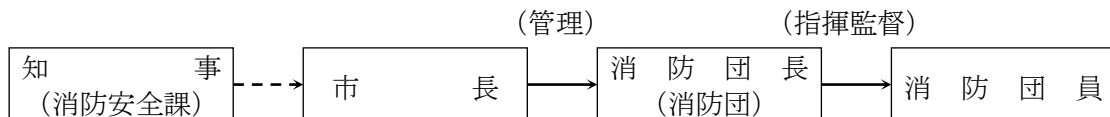
- ア 住宅密集地帯の火災危険区域
- イ がけ崩れ等の危険区域
- ウ 浸水危険区域
- エ 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

(3) 消防の組織体制

ア 情報等連絡体系



イ 非常事態の場合における指示権



ウ 消防団の組織

銚田市区域における消防団の組織は、資料9-1「消防団組織図」に定めるとおりとする。

エ 消防団の各支団ごとの出動体制による出動計画

(4) 火災気象通報

市は、消防法第22条第3項の規定に基づき、茨城県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに火災警報を発令する。

ア 火災気象通報実施基準

水戸地方気象台から茨城県知事に通報される火災気象の実施基準は次のとおりである。

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

イ 火災警報発令中の火の使用制限

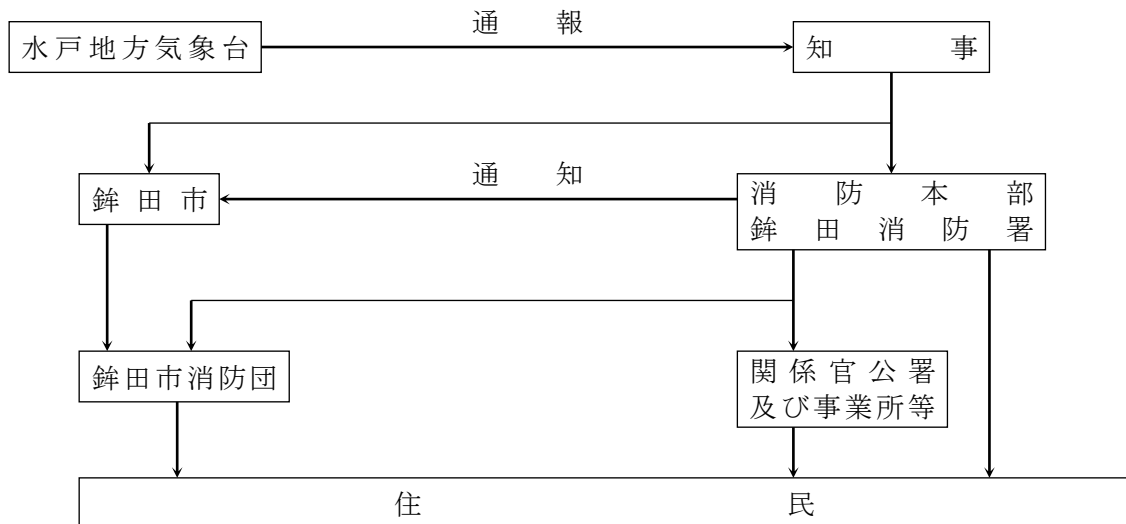
火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号による。

- (ア) 山林、原野等における火入れ
- (イ) 煙火の消費
- (ウ) 屋外における火遊び又はたき火
- (エ) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- (オ) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉の始末
- (カ) 屋外において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じる。

ウ 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに防災行政無線及び広報車等により、管内全域を広報する。

エ 火災警報発令系統図



オ 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

(5) 応援協力体制の確立

ア 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、資料2-3「茨城県広域消防相互応援協定書」に基づき消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 応援隊の派遣

市は、本市以外の市町村が被災した場合は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(6) 自主防災組織等による消化活動

ア 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

(7) 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかるものとする。特に、市は相互に専用線の確保に努めるものとする。

(8) 救急医療施設の整備

ア 初期救急医療体制の整備

市町村単位で外来診療により救急医療を行う機関として、診療時間の延長や診療科目の充実、在宅当番医制に参加する医療機関の拡充を図るとともに、近隣市町村との共同運用等、地域の実情に応じた体制整備に努める。

イ 第二次救急医療体制の整備

入院治療を必要とする重症救急患者に対する休日・夜間の救急医療に対応するため、病院群輪番制病院の参加医療機関の確保や充実に努める。

ウ 第三次救急医療体制の運営促進

第二次救急医療では対応困難な重篤な救急患者に対応するため、初期救急医療機関や第二次救急医療機関、搬送機関との連携に努める。

2 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、市内における河川・ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒、防御し、又はこれによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するものとする。

(1) 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。
具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- サ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- セ 警戒区域の設定（法第21条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第22条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ト 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ナ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ニ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

ハ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

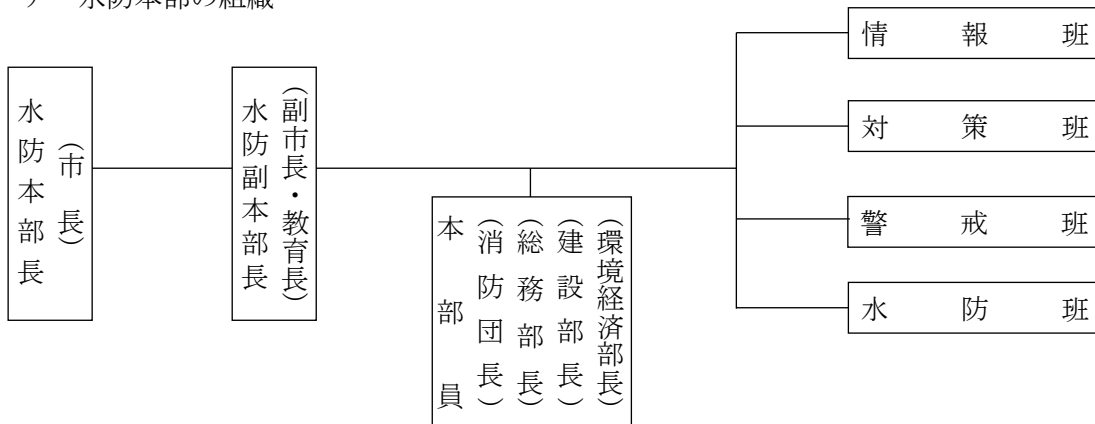
ヒ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 水防組織

市は、洪水予報及び水防警報が発令されたとき、又は气象台発表の気象注意報により、市長が、水防上必要があると認めたとときに、水防本部を設置し、洪水又は浸水による危険が解消するまでの間警戒及び水防にあたる。

なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

ア 水防本部の組織



イ 水防本部の分掌事務

部名	担当	分掌事務
情報班	総務課	○情報の収集・連絡に関する事。 ○各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 ○本部会議・職員の動員に関する事。
対策班	道路建設課	○災害の応急対策に関する事。 ○資機材の調達・運搬に関する事。
警戒班	農業振興課	○警戒監視に関する事。 ○水位状況の連絡に関する事。
水防班	消防団	○避難誘導に関する事。 ○災害の応急対策に関する事。

(3) 監視・警戒及び重要水防区域

ア 平常監視

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川，堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに鉾田工事事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じなければならない。

イ 非常警戒

水防管理者（水防本部設置後は水防本部長に言い換える。）は水防本部を設置したときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は直ちに鉾田工事事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

なお、次の事項は特に留意すること。

(ア) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ

(イ) 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

- (ウ) 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- (エ) 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

ウ 重要水防箇所

市の重要水防箇所は、資料5-1「重要水防箇所」のとおりである。

(4) 水防用資器材の調達

市は、水防倉庫に備蓄している水防用資器材を使用するほか、調達については、銚田工事事務所の協力を求めることとし、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

〔水 防 資 器 材 一 覧〕

名 称	所在地	資 器 材						
		掛矢・たこづち (丁)	スコップ・円び (丁)	照 明 灯 (基)	の こ ぎ り (丁)	杭 木 (本)	合 成 繊 維 土 の う (袋)	合 成 繊 維 シ ー ト (枚)
水 防 倉 庫	市 役 所	8	26	6	9	200	4,000	25

(5) 気象状況・水位・決壊の通報連絡

水防本部長は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整える。

ア 水位の通報

- (ア) 通報水位に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで。
- (イ) 警戒水位、最高水位に達したとき及び下がったとき。

イ 決壊の通報

堤防決壊、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

通 報 連 絡 先	電 話 番 号
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所銚田出張所	0291-32-3381
銚田工事事務所	0291-33-2141
鹿行県民センター	0291-33-4111
消防本部	0291-34-2119
銚田消防署	0291-34-0119
銚田警察署	0291-34-0110

(6) 消防機関等の出動と水防開始

ア 出動準備

(ア) 水防のため消防団の出動準備は水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

(イ) 出動が必要と認められるとき。

イ 水防管理者は、次の場合直ちに銚田工事事務所に連絡し、工事事務所は県庁に報告するものとする。

(ア) 警戒水位又はそれ以外の場合に消防機関が出動したとき。

(イ) 水防作業を開始したとき。

(ウ) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置

(7) 公用負担

ア 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、消防機関の長及び委任を受けた者は、次のような証明書を携行し必要ある場合はこれを標示すべきものとする。

イ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として、水防管理者発行の次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公用負担権限委任証明書			
第	号	銚田市消防団	分団
		(氏	名)
右のものに	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明		
する。			
	年 月 日		
	銚田市水防管理者		
	銚 田 市 長	(氏	名)
			㊟

公 用 負 担 命 令 票			
第	号		住 所
			氏 名
目的物	種類	員数	
負担内容	使用,	収用,	処分
	年 月 日		
	銚田市水防管理者		
	銚 田 市 長	(氏	名)
	事 務 取 扱 者	(氏	名)
			㊟

(8) 避難のための立退き

水防管理者は、必要があると認めるときは、電話及びその他の広報網を利用し水防法第29条の規定による立退き又はその準備を指示する。

なお、同指示をする場合は銚田警察署長にその旨通知しなければならない。

(9) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は、水防解除を命ずるとともに広報等によって一般に周知させ、また関係機関にも連絡する。

(10) 水防てんまつの報告

水防が終結したときは、水防管理者は遅延なく必要事項を取りまとめ銚田工事事務所を経由し県に報告する。

3 交通計画

災害により道路、橋梁等の施設に被害が発生し、交通の安全と施設の保全上必要があると認められるときは、適切な交通規制を行うなど交通の混乱を防止し、緊急物資の輸送、消防活動等に支障がないよう道路交通の確保を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携の下に適切な処置をとるものとする。

なお、豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 市 事 長	(1) 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	(1) 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

(2) 被害状況の把握と連絡体制の強化

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を強化するとともに、鉾田警察署等防災関係機関と連絡体制を強化して、道路・橋梁の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

(3) 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険である、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長あるいは警察官に通報する。連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するとともに、その道路管理者等に速やかに通知する。

(4) 緊急輸送道路の確保

ア 復旧順位

道路管理者は、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により復旧する。

(ア) 第1次緊急輸送道路……被災地域へ通ずる国道、県道、市道

(イ) 第2次緊急輸送道路……その他応急対策活動上緊急度の高い道路

イ 復旧資機材等の確保

市は、市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧に当たっては相互に協力し、交通の確保に努める。

(5) 交通規制の実施

ア 市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。

イ 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、鉾田警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(6) 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(7) 緊急交通路の交通規制

公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。同法の規定に基づく標識の様式は、**様式第1号**のとおりである。

(8) 広 報

市は、道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知する。

(9) 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は鉾田警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

ア 確認手続

市長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づき、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求める。

イ 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（**様式第2号**）及び証明書（**様式第3号**）を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

(10) 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、市道については市長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図る。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関への周知徹底を図る。

(11) 通行禁止等における義務及び措置命令

ア 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

イ 措置命令等

(ア) 警察官の措置命令等

a 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。

b 命ぜられた者が措置をとらないとき，又は現場にいないときは，警察官は自らその措置をとることができる。この場合，やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(イ) 自衛官の措置命令等

自衛官は，警察官がその場にいない場合は，車両の移動等必要な措置をとることを命じ，又は自らその措置をとる。

(ウ) 消防吏員の措置命令等

消防吏員は，警察官がその場にいない場合は，車両の移動等必要な措置をとることを命じ，又は自らその措置をとる。

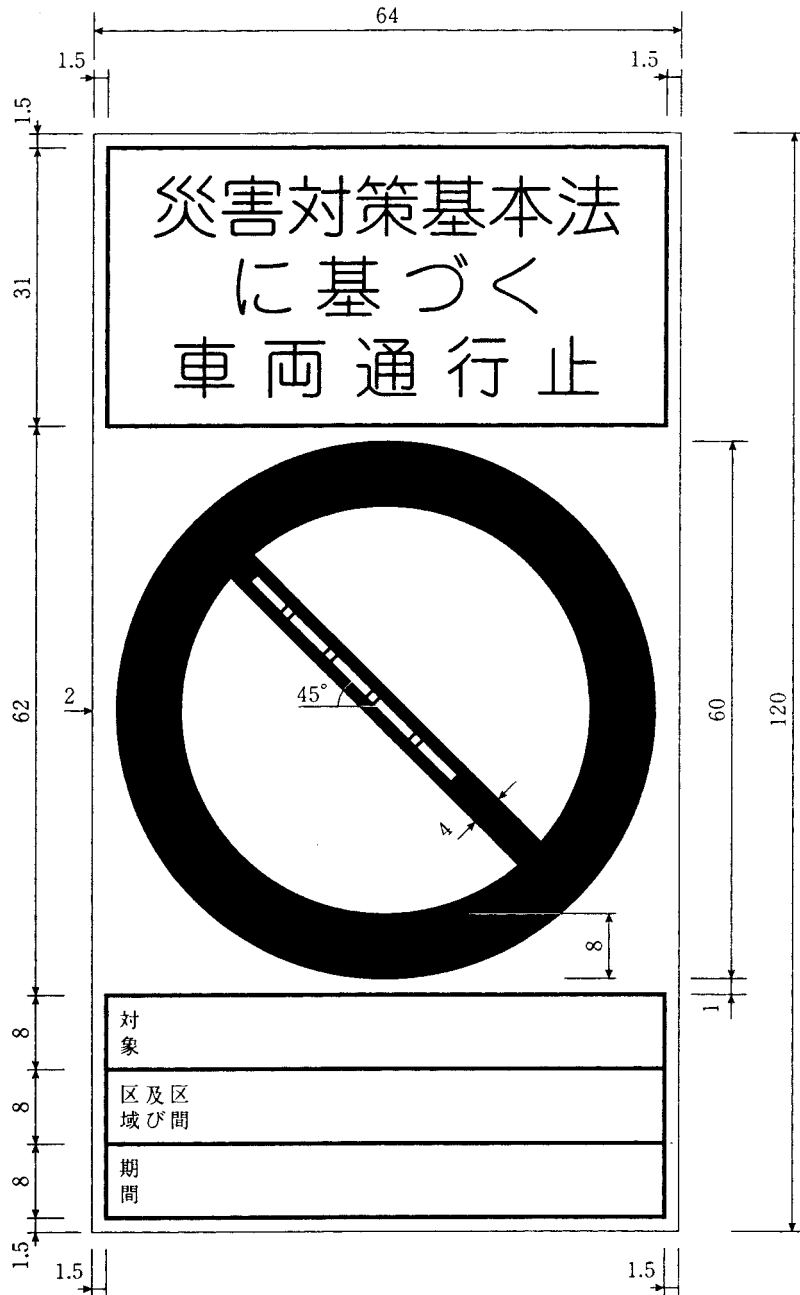
(12) 放置車両等への対応

警察署は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。また，公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

市(道路管理者)は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，市(道路管理者)は，自ら車両の移動等を行うものとする。

様式第1号

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2号

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第4号

証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊤	
		公安委員会 ㊤	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 避難計画

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

(1) 実施機関

ア 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

なお、県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。

- ①市町村長（災対法第56条、第60条）
- ②警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）

また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

イ 避難所の設置

避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市単独で困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ①避難（準備）が必要な地域
- ②避難先
- ③避難経路
- ④避難（準備）の理由
- ⑤その他必要な事項

(3) 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

さらに、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

イ 関係機関相互の連絡

市、県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(4) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

イ 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(5) 避難の誘導

ア 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

(ア) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

(イ) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

(ウ) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

(エ) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。

(オ) 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(カ) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

(ケ) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

イ 住民の避難対応

(ア) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

(イ) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(6) 指定緊急避難場所

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(7) 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

5 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。また、市は、円滑な医療救護の初動体制の確保のため、平時からコメディカルの登録制の推進、市医師会との初動体制や救護班との編成に関する協議、医療関係者や地域住民参加による訓練の実施を推進する。

(1) 実施機関

ア 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急医療体制の確保

ア 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、市及び県の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。なお、初動体制の詳細については、健康増進課の定める医療教護計画や職員初動マニュアルによる。

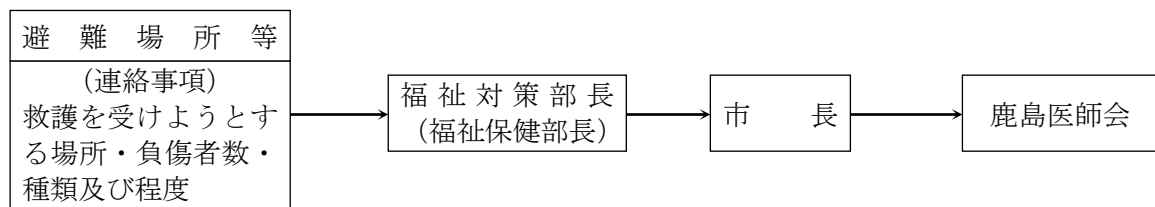
なお、本市における医療機関は、資料7-1「医療機関一覧」のとおりである。

イ 医療救護班の編成・出動

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により鹿島医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

〔医療救護班の派遣要請連絡系統図〕



ウ 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

(ア) 被災者のトリアージ（症状判別）

※トリアージタグは平時から市・市医師会・医療機関等で準備しておく。

- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

エ 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。救護所は中学校単位に医師、看護師、保健師を配置し、避難所は救急箱で対応する。

オ 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じ市内の薬局、薬店から調達する。市内の薬局、薬店の現況は、資料7-3「医薬品等を調達する販売業者一覧」のとおりである。

医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、県に要請する。

(3) 応急医療活動

ア 医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

イ 医療救護チーム・DMATによる医療活動

(ア) 医療救護チーム・DMATの輸送

医療救護チーム及びDMATは、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム及びDMATの輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(イ) 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- a 被災者のスクリーニング（症状判別）
- b 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- c 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- d 死亡の確認
- e 遺体の検案
- f その他状況に応じた処置

(ウ) DMATの業務

DMATは、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(エ) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(4) 後方支援活動

ア 患者受入れ先病院の確保

(ア) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(イ) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

イ 搬送体制の確保

(ア) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(イ) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市は関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努めるとともに、状況により県に対して患者搬送のためヘリコプターの出動要請をする。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- a 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- b 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

ウ 人工透析の供給

(ア) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。

市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(イ) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

市は、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認すると共に、県に報告を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は県に供給を依頼する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(ウ) 周産期医療

市及び保健所の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

エ 医療ボランティア活動

(ア) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

(イ) 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- a ボランティアの募集，登録，協力依頼，派遣
- b 県保健福祉部との連絡調整
- c その他

(ウ) 医療ボランティアの配置

各医療関係団体は、現地従事に関して県と必要な調整を行う。

(イ) 活動内容

a 医師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療を行う。
- (c) 後方医療施設において診療を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察等を行う。
- (e) 遺体の検案を行う。

※ 精神科の医師については(b), (d)の精神科領域を担当

b 看護師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- (c) 後方医療施設において診療補助を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

c 臨床検査技師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- (c) 後方医療施設において診療補助を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

d 診療放射線技師

- (a) 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
- (b) 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

e 理学療法士

- (a) 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
- (b) 後方医療施設等において理学療法を行う。
- (c) 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

f 作業療法士

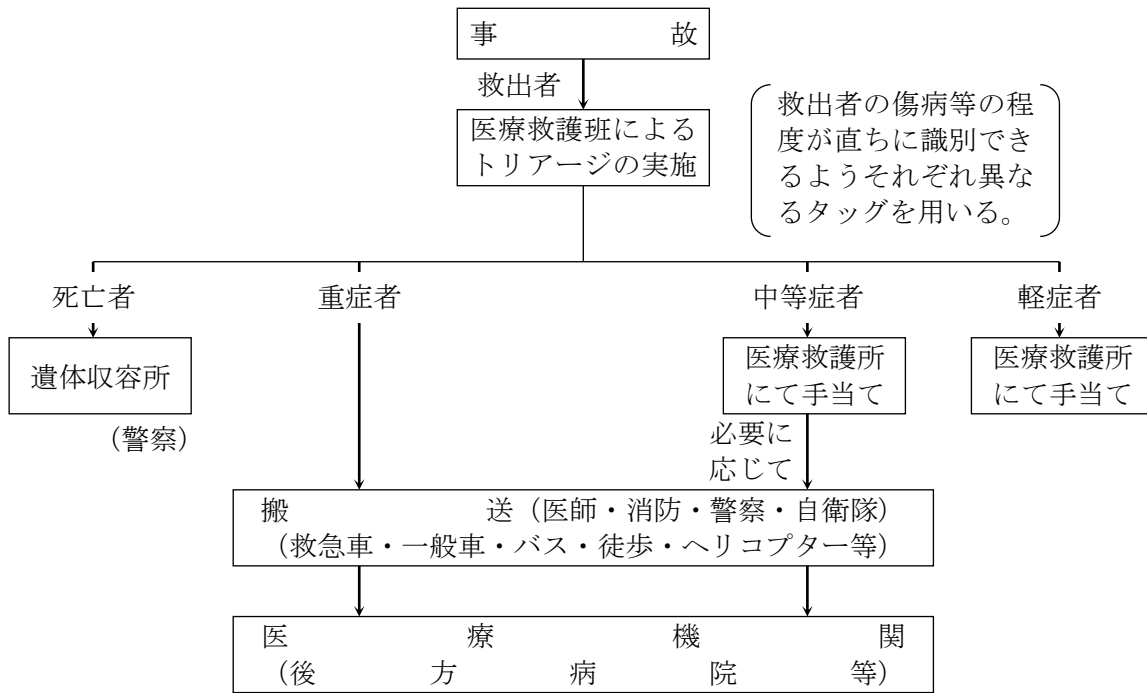
- (a) 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
- (b) 後方医療施設等において作業療法を行う。
- (c) 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

g 薬剤師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
- (b) 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
- (c) 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- (d) 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
- (e) 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- (f) 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

- h 保健師
避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
- i 助産師
避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- j 栄養士
避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
- k 歯科医師
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
- l 歯科衛生士
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
- m 歯科技工士
避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。
- n 精神保健福祉士
被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。
- o 臨床心理士
 - (a) 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。
 - (b) 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。
 - (c) 災害対策要員のメンタルケアを行う。
- p あん摩マッサージ指圧師
避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
- q はり師
避難所等において、はりの施術を行う。
- r きゅう師
避難所等において、きゅうの施術を行う。

〔災害救護活動体系図〕



(5) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

ア 医療

(ア) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(イ) 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

(ウ) 医療の範囲及び費用の限度額

a 医療の範囲

- (a) 診察
- (b) 薬剤又は治療材料の支給
- (c) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (d) 病院又は診療所への収容
- (e) 看護

b 費用の限度額及び実施期間等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

イ 助産

(ア) 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(イ) 実施方法

医療救護班の医師又は助産師により行う。また、必要に応じ病院等に移送して行う。

(ウ) 助産の範囲及び費用の限度額

a 助産の範囲

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前、分べん後の処置

(c) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

b 費用の限度額及び実施期間等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

6 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは行方不明の状態にある者を関係機関との協力により救出又は捜索して要救助者を保護する。

(1) 実施機関

ア 救出・救助は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 救出・救護要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(6) 応援派遣要請

市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(7) 応援隊の派遣

本市が被災市町村以外である場合、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(8) 住民による初期救出の実施

大規模な災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織を育成する中でバール、ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

なお、災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期発見及び救出に努めるとともに、警察、消防機関へ速やかに連絡するものとする。

(9) 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるが、その概要は、次のとおりである。

ア 対象者

(ア) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- a 火災の際に火中にとり残されたような場合
- b 災害の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- c 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- d 地すべり・がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

(イ) 災害のため生死不明の状態にある者

- a 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- b 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

イ 救出の費用及び期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

7 輸送計画

災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、保有車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

(1) 実施機関

ア 応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、市長が実施する。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

ア 総括的な輸送順位

(ア) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) その他災害応急対策のために必要な輸送

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（災害発生直後の初動期）

a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階（応急対策活動期）

a 前記(ア)「第1段階」の続行

b 食料、水等生命の維持に必要な物資

c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階（復旧活動期）

a 前記(イ)「第2段階」の続行

b 災害復旧に必要な人員及び物資

c 生活用品

d 郵便物

e 廃棄物の搬出

(3) 輸送手段の確保

ア 自動車による輸送

(ア) 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務対策部が行う。

(イ) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の輸送業者等に協力を依頼し調達を図る。

(ウ) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、近隣市町村又は県に協力を要請する。

イ 鉄道による輸送

市は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地のため鉄道によって輸送することが適当な場合には、鹿島臨海鉄道(株)に緊急配車を依頼する。

ウ ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請する。

エ 海上輸送

(ア) 応急海上輸送

市は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合には、応急海上輸送に従事する船舶の調達等について県に要請する。

(イ) 第三管区海上保安本部の協力

市は、災害発生に伴い緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、第三管区海上保安本部に対し巡視船艇及びヘリコプター等の要請を県に依頼する。

(4) 緊急輸送道路の確保

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに銚田工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(5) 災害救助法による実施基準

ア 輸送の範囲

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 遺体の搜索

(カ) 遺体の処理

(キ) 救助用物資の輸送

イ 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第5節 被災者生活支援

1 被災者の把握と被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。なお、被災者台帳は、主として大規模な地震災害の場合に作成の必要性が高いと考えられることから、詳細については、第3編「地震・津波対策計画編」に準ずるものとする。

2 避難所運営

(1) 実施責任者

ア 避難所の設置運営

- (ア) 避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (イ) 市のみで避難所の設置が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 避難所の設置

ア 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、本部長（市長）が行う。

イ 避難所の開設

- (ア) 市長は、避難指示等を行った場合は、直ちに指定一般避難所及び指定福祉避難所を開設する。資料4-1「指定避難所、指定緊急避難場所一覧」
- (イ) 避難所は、指定避難場所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、既存の建物だけでは収容できないときは、野外に仮小屋を設置し、又はテントの設営等により実施、あるいは知事及び隣接市町長と協議し、避難者の収容を委託するか、又は建物、土地を借り上げるなどの方法を講ずる。

高齢者等要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

- (ウ) 総務対策部長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所開設に必要な準備を行う。
 - a 給水、給食の措置
 - b 毛布、寝具、衣類、生活必需品の支給
 - c 負傷者に対する応急救護
- (エ) 避難所には、市の避難所であることを明記した標識を掲げる。

ウ 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者
- (ウ) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

エ 避難所の開設期間

災害発生日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

オ 費用

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」の定めるところによる。

(ア) 費用の範囲

- a 賃金職員等雇上費
- b 消耗器材費
- c 建物の使用謝金
- d 器物の使用謝金，借上費又は購入費
- e 光熱水費
- f 仮設便所等の設置費

(イ) 限度額

- a 基本額
 - 避難所設置費 1人1日当たり330円以内
- b 加算額
 - ・冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
 - ・福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

カ 県への避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

キ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所開設の目的
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者数
- (エ) 開設期間の見込み

ク 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

運営にあたって、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ケ 連絡員の駐在

市は、避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。

コ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (ア) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (イ) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (ウ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (エ) 要配慮者への配慮
- (オ) プライバシーの保護
- (カ) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

サ 福祉避難所における支援

(ア) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(イ) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(ウ) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(エ) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(オ) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- a 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- b 福祉避難所開設の目的
- c 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- d 開設期間の見込み

ス 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設する。

セ 被災児童等への対策

市は、被災により生じた要保護児童や要配慮者等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 避難所等における生活環境の維持

ア 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図るものとする。

イ 対象者に合わせた場所の確保

市及び県は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には、安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市及び県は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 健康管理

ア 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

(ア) 市及び県は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

(イ) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。

(ウ) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

イ 避難所の感染症対策

市及び県は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

ウ 要配慮者の把握

市及び県は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

エ 関係機関との連携の強化

市及び県は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(5) 精神保健、心のケア対策

ア 市及び保健所は、連携して次の心のケア活動を実施する。

(ア) フェイズ1～2

- ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

(イ) フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

(ウ) フェイズ4

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

イ 市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

ウ 市は、災害時のこころのケアへの対応として次のことを実施する。

(ア) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

(イ) ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

(ウ) ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

3 食料, 生活必需品の供給計画

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また食品の販売機構がまひし、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 実施機関

ア 災害時の応急給食は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 炊き出し及び食品の給与の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者

エ 災害地において救助作業措置その他応急復旧作業する者

(3) 食料, 生活必需品の調達

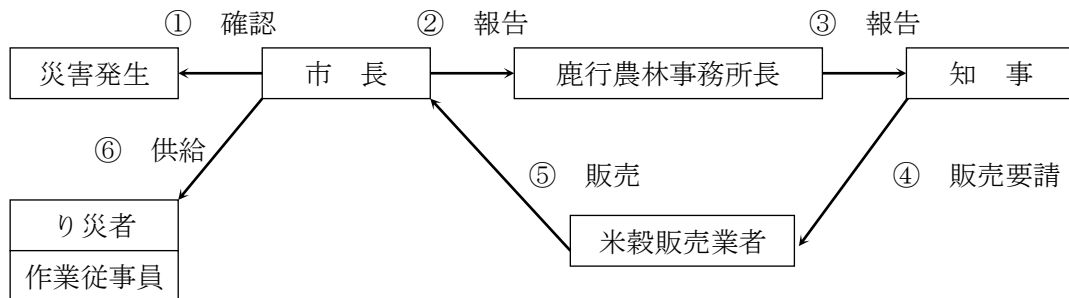
ア 食料

(ア) 市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、り災者等に供給する。

この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

a 市長は応急食料の供給を必要とする人員を鹿行農林事務所長を通じ知事に報告する。

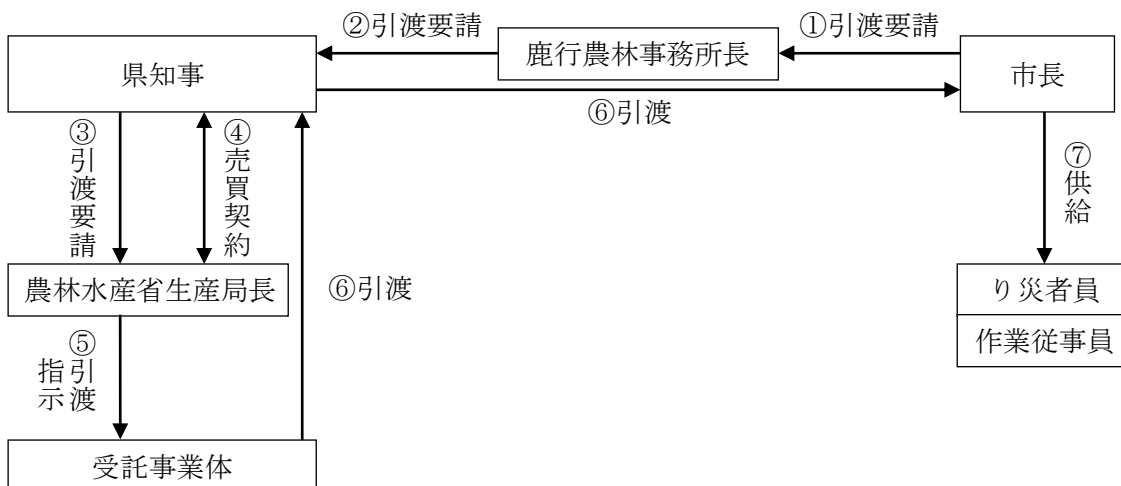
b 知事は、aの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



(イ) 市長は、必要に応じて県に要請し、政府所有の米穀を調達し、り災者等に供給する。

この場合、県は、市の要請を踏まえ、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、県に連絡することとし、県は生産局に連絡する。

また、県、市及び関東農政局茨城県拠点、円滑に買い付け・引渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。



イ 生活必需品

市長は、備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(4) 食料，生活必需品の給与

ア 炊き出しの実施及び食品，生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

イ 県，近隣市町村への協力要請

市は、当該市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料，生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

- ① 日赤奉仕団，自衛隊等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要な乾パン，食パン等の供給

ウ 品目

(ア) 食料

パックごはん，おにぎり，弁当，パン，ビスケット・クッキー，即席めん，味噌汁・スープ，レトルト食品，缶詰，乳児用粉ミルク，飲料水等

(イ) 生活必需品等

- a 寝具（毛布等，段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
- b 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレットペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティシュペーパー，ウェットティッシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ）

- c 衣料品（作業着，下着(上下)，靴下，運動靴，雨具等）
- d 炊事用具（鍋，釜，やかん，包丁，缶切等）
- e 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）
- f 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）
- g その他（ビニールシート，仮設トイレ，土嚢袋等）

(5) 食料の集積地

ア 集積地の指定，輸送拠点の開設

市は，県等から輸送される食料の集積場所として，鉾田総合公園体育館を救援物資集積場所とする。

市はあらかじめ定めた集積場所を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し，避難所までの輸送体制を確保して，調達した物資の集配を行う。

なお，その所在地についてあらかじめ知事に報告しておく。また，市は，集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し，食品管理に万全を期する。

資料6-7「物資集積場所一覧」

イ 集積地の管理

市は，物資の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し，食品管理の万全を期するものとする。

また，効率的な管理を行うため，トラック協会等との災害時応援協定に基づき，フォークリフト，パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに，積込みに際しては，ボランティア等の活用を図る。

(6) 食料，生活必需品の供給

ア 食料の供給

(ア) 炊き出しは，避難所内又はその近くの適当な場所等を選定し実施する。

(イ) 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため，組又は班等を組織し，各組に責任者を定める。

(ウ) 高齢者，乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は，温かなもの，軟らかなもの，ミルク等配慮したものを供与する。

(エ) 住民等の協力

炊き出し等食料の配給に当たっては，鉾田市食生活改善推進員，自主防災組織，ボランティア等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(オ) 炊き出し等における留意事項

a 現場責任者

市民対策部は，現場責任者を指名し，現場で混乱の起こらないようにするとともに，責任者は次の帳簿を整理し，正確に記入し保管する。

(a) 炊き出し受給者名簿

(b) 食料品，現品給与簿

- (c) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- (d) 炊き出し用品備品簿
- (e) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

b 業者からの購入

市において直接炊き出しが困難な場合で、炊飯業者に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準を明示し業者より購入し、配給する。

イ 生活必需品の供給

(ア) 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、必要により銚田市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握した上、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。

(7) 給与（配給）費用の限度額等

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(8) 住民による食料備蓄の推進

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、住民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本にのっとり、食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

4 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない住民に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

(1) 実施機関

ア 被災者への飲料水の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道施設の応急復旧は、市が行う。

(2) 飲料水の供給

ア 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない住民

イ 飲料水供給の方法

水道事業管理者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、県及び近隣市町村等から車両等の応援を得て行うものとする。

また、配水池の施設整備を図り水を有効利用し、ポリタンクに水道水を入れトラック輸送等により応急給水を実施する。

ウ 給水量

飲料水の供給を行うときは、1日1人最小限度3リットルとする。

エ 給水の優先順位

給水は、医療施設、避難場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

オ 生活用水の確保

旭、銚田、大洋区域の配水管の接続により、相互の水道水の利用を図り被災地の生活用水を確保する。また、生活用水の確保としては、消防団分団単位で生活用水のために確保している災害用協力井戸も活用する。

カ 飲料水の供給のための期間、費用等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

ア 応急復旧方針

水道事業管理者は、水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管，配水本管，配水小管），給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧する。

イ 応援・協力

(ア) 水道事業管理者は、給水装置工事災害対策協議会等と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業管理者，水道工事業者等の応援又は協力を求め，必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。

(イ) 水道事業者は，被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために，技術者，資機材，用水等について応援又は協力を求められたときは，可能な限りこれに応ずるものとする。

(ウ) 水道工事業者，水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は，水道事業者の行う応急給水及び復旧活動に協力するものとする。

ウ 広報

市は，断水した場合，住民に対し応急給水の実施，復旧の見通し等について防災行政無線及び広報車等により適切な広報を実施する。

5 要配慮者安全確保対策計画

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実状に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

(1) 実施機関

- ア 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- イ 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- ウ 当該施設及び市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

ア 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

イ 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

エ 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

オ 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

カ ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(4) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

ア 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

イ 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

ウ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズの把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

エ 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

オ 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

カ 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

キ DWA Tの派遣

市は、県に対してDWA Tの派遣要請をした場合に、県は、避難所の高齢者、障害者等生活機能の低下の防止のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWA T派遣要請を行う。

(5) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

ウ 情報の提供

(ア) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

(イ) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

エ 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

6 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、関係機関と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育の確保をする。

(1) 実施責任者

ア 幼稚園、認定こども園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、市教育委員会が行い、保育所（園）、認定こども園の応急教育及び応急復旧等については、市長が行う。

イ 災害に対する各学校（園）等の措置については、校長、園長（以下「校長等」という。）が具体的な応急対策をたてる。

(2) 児童・生徒等の安全確保

ア 情報等の収集、伝達

(ア) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(イ) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

(ウ) 校長等は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市その他関係機関に報告する。

(エ) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

イ 児童・生徒等の避難

児童・生徒等の避難については第2編 第2章 第4節「4 避難計画」に定めるところであるが、児童・生徒等の安全を確保するために、次の事項に留意する。

(ア) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(イ) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

(ウ) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与え、るとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ず

る。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(エ) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに市や県に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(オ) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 応急教育

ア 教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

(ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に大きいと、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。

(ウ) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

(エ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(カ) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

イ 教職員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

(ア) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

(イ) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

ウ 教科書，学用品等の給与

(ア) 市は，災害により教科書，学用品等（以下「学用品等」という。）を，喪失又はき損し，就学上支障をきたしている小，中学校の児童・生徒等に対して学用品等を給与する。なお，災害救助法が適用された場合における学用品等の給与の対象者，期間及び費用の限度額については，資料11－1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」のとおりである。

(イ) 市は，自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は，県へ学用品等の給与の実施，調達について応援を要請する。

エ 避難所の共存

学校が教育の場としての機能と，避難所としての機能を有するために，災害応急対策を行う担当部局，教育委員会，学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

(ア) 市は，学校を指定避難所に指定する場合，教育機能維持の視点から使用施設について，優先順位を教育委員会と協議する。

(イ) 市は，指定避難所に指定する学校の担当職員を決め，教育委員会，学校，自主防災組織等と災害時の対応を協議し，それぞれの役割分担を明確にする。

(ウ) 指定避難所に指定された学校は，あらかじめ教職員の役割を明確にし，教職員間で共通理解しておくとともに，マニュアル等を整備する。

(エ) 学校は，帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と，避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

(オ) 指定避難所に指定されていない学校においても，災害時には地域住民等が避難してくることを想定し，避難所と同様の対応ができるよう努める。

(4) 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は，災害が発生し又は発生のおそれがある場合は，前記(オ)に準じて，施設の利用者の安全を図る措置を講ずる。

7 ボランティア活動支援計画

大規模な災害が発生した場合に、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

ア 受入体制の確保

大規模な災害発生後直ちに、市は鉾田市社会福祉協議会と連絡調整し、同社協にボランティア現地本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。

イ 「受入窓口」の運営

鉾田市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) 市及び関係機関からの情報収集
- (イ) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティアの調整及び割り振り
- (カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (キ) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- (ク) ボランティア保険加入事務
- (ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (コ) その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

ア ボランティア現地本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

イ ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (イ) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (ウ) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (エ) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (オ) その他被災者の生活支援に必要な活動

ウ 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

第6節 災害救助法の適用

1 災害救助法適用計画

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行う。この場合、事務の内容及び期間が市長に通知される。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

ア 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、次の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,953人（令和2年国勢調査）	60世帯

イ 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が次の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,953人（令和2年国勢調査）	30世帯

ウ 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

エ 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

市の被害がア、イ及びウに該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。

(3) 被害状況の把握及び認定

ア 被災世帯の算定

イ 住家の減失等の算定

(ア) 住家の全壊、全焼、流出

a 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの

b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の半壊又は半焼

a 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの

b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家の床上浸水

a 前記(ア)、(イ)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

b 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 住家及び世帯の単位

(ア) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

(イ) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(4) 適用手続

市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料11-3「被害状況報告表」を用いて、鹿行県民センター県民福祉課を経由して知事に報告する。

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(5) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋 葬

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

(7) 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

ア 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。

なお、滅失世帯の算定は次による。

(ア) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

(イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

イ 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

(ア) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」を参照

(イ) 災害による死亡者の埋葬

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」を参照

ウ 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」を知事に提出する。

(8) 郵便事業に係る特別取扱い

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは郵便事業株式会社が指定した郵便局とする。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(エ) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第7節 応急復旧・事後処理

1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は居室、トイレ、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅の建設計画

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行う。

(イ) 市のみでの対応では実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 応急仮設住宅の建設

(ア) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

(イ) 設置基準

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(ウ) 設置場所

設置場所については、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と賃貸契約を締結する。

(エ) 設置戸数、実施期間、供与期間及び費用等基準

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(オ) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

(カ) 入居者の選定等

入居者の選定は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- a 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (b) 特定の資産のない失業者
 - (c) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(d) 特定の資産のない勤労者，中小企業者

(e) (a)から(d)までに準ずる経済的弱者

また，玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など，要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに，要配慮者の優先入居に努め，必要に応じて民生委員等の意見を徴するなど公平な選考を行う。

(キ) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は，市の協力を求めて県が行う。ただし，状況に応じ県の委任により市が行うことができる。

(2) 住宅の応急修理計画

ア 実施機関

(ア) 住宅の応急修理は，市長が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

(イ) 市のみの対応では困難な場合は，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 住宅の応急修理

(ア) 基本事項

a 修理対象世帯

応急修理は，市が，災害のため住宅が半壊又は半焼し，自らの資力では，応急修理をすることができない世帯に対して行う。

b 修理の範囲

応急修理は，災害に直接起因する損壊のうち居室，炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

c 修理時期

応急修理は，災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

d 応急修理の方法

応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は，民生委員，行政委員その他関係者の意見を参考にして特に慎重に行い，応急修理は実情により市の直営又は建設業者との請負契約により市職員の監督指導のもとに実施する。

e 修理戸数，修理時期及び費用等基準

資料11－1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

(イ) 資材調達

市において資材が不足した場合は，県（土木部）に要請し，調達の協力を求めるものとする。

2 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づき行うものとする。なお、防疫措置は、潮来保健所と緊密な連携をとり、実施する。

(1) 実施責任者

防疫活動は市長が実施するものとするが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行う。

(2) 実施事項

防疫に当たっては、被災地域及び被害状況を正確・迅速に把握し、関係機関と連携を保ち適切な防疫対策を実施する。

ア 防疫計画の策定

市は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを考慮して災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

イ 防疫班の編成

災害時における感染症の予防と早期発見、早期治療のため、予防教育と広報活動、検病調査と健康診断及びその他の防疫作業を実施するため、市長は、潮来保健所及び鹿島医師会と連携して、防疫班を編成する。

また、市は防疫班に対して必要な教育訓練を行う。

ウ 清潔方法及び消毒方法の施行

(ア) 清潔方法

清潔方法のうち主なものは、次のとおりである。

a ごみ処理

収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却、埋設等衛生的に適切な処分をする（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定める基準による。）。

b し尿の処理

し尿の処理については、業者に収集を要請し、処理センターにおいて処理をする等の方法により不衛生にならないようにする。

c 実施場所

(a) 市内における道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。

(b) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、的確なる指導あるいは指示を行う。

(イ) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以

下「感染症予防法施行規則」という。)第14条及び第16条に定めるところにより、浸水地域等感染症が発生するおそれのある地域を重点に、おおむね次の要領により消毒を実施し、感染症の未然防止に努める。

- a 被災家屋の汚水排除、消毒、特に床下その他汚水の滞留する箇所は速やかに清掃し、生石灰による消毒、油剤乳剤の散布、その他必要なる措置を講ずる。
- b 汚染した井戸は、クロール石灰等により消毒を行う。
なお、市の給水源の消毒及び水質検査も併せて行う。
- c 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回、床下浸水地域にあつては2回とする。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、感染症予防法第28条第2項の規定により、同法施行規則第15条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

オ 生活用水の供給

- (ア) 市は、感染症予防法第31条第2項の規定により、県の指示に従い、生活の用に供される水の供給を開始し、停止期間中継続する。
- (イ) 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

カ 避難所の衛生管理及び防疫指導

市は、避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

キ 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止・拡大防止上、緊急の必要があるときは、市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、県と緊密な連絡の上、潮来保健所、鹿島医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

ク 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(3) 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステム（国立感染症研究所感染症情報センターがweb

を介して提供する臨時施設（避難所）内で、発熱、呼吸器症状、下痢、嘔吐等の発症者の人数を計測することによって集団感染の可能性を早期に探知するシステム）を活用し、定期的な状況の把握に努める。

(4) 防疫資器材等の調達

市は、市の保有する防疫用資材により消毒を行うものとするが、不足する場合は、防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

(5) 記録の整備及び状況等の把握

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(6) 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに地域の住民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

(7) 知事に対する応援要請

市長は、知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 防疫期間

イ 防疫を要する世帯数

ウ 必要な防疫班

エ 派遣場所

オ その他必要事項

(8) 医療ボランティア

市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

3 災害廃棄物の処理

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行う。

(1) 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行う。

(2) 状況の把握及び清掃計画

市は、災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

(3) 応急清掃

ア ごみ処理

(ア) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

(イ) 住民への広報

市は、すみやかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(ウ) 処理の実施

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけすみやかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(エ) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保

市は、ごみの収集運搬体制の構築および適切な仮置き場の確保を行う。その際、必要があれば県より情報の提供等の協力を受ける。

イ し尿処理

(ア) し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

(イ) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(ウ) 処理対策

a 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(エ) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

ウ 死亡獣畜処理

死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、市が関係機関と協議のうえ、定めた方法により焼却又は埋却する。

(4) 協力要請

状況により、市は、住民自らによる処理、又は集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに市内清掃事業者、土木、運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。

なお、近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。

(5) 臨時の措置

市は、廃棄物の処理について処理能力を超え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。

(6) 風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、早急に被災家屋等から搬出する必要がある。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴がある。危険物・有害物等が混入しているおそれがあるため、収集運搬、分別、保管、処分の際、これらに留意する必要がある。

(7) 清掃施設

本市における廃棄物の処理施設の整備状況は、資料 8-6～8-8 のとおりである。

4 死体の捜索及び処理埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の捜索，埋葬は，市長が実施する，ただし，災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 死体の処理は，市長が実施する。ただし，災害救助法が適用された場合には知事及び市長が行う。

ウ 本市のみでは困難な場合は，県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による遺体の捜索，処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索，処理及び埋葬は，同法及び同法施行細則等によるが，その概要は次のとおりである。

ア 遺体の捜索

(ア) 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で，周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(イ) 捜索の方法

捜索は，消防機関，消防団員，自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して行う。市だけでは十分な対応ができない場合，周辺市町村，自衛隊等に対し応援の要請を行い，これらの機関の応援を得て実施するものとする。

(ウ) 捜索の期間及び費用

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」
による。

イ 遺体の処理

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし，災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等，市のみで対応が困難な場合には，県に応援を要請するものとする。

(ア) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には，人心の安定上，腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い，遺体を一時保存し，身元確認，検案，埋葬に備える。

(イ) 検案

検案とは，医師法上，医師の診療中の患者でない者が死亡した場合，または，医師の診療中の患者が，最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に，その遺体について死因その他につき，医学的検査をなすことである。

検案は，市で実施する。ただし，遺体が多数の場合等で市のみで十分な対応が困難な

場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤県支部、関東信越地方医務局等は市の検案活動に協力するものとする。

(ウ) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

a 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、神社、公共建物、公園等）に遺体の収容所及び検視場所を設置する。

被害が甚大な場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町村に設置、運営の協力を要請する。

b 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

c 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合又は、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

d 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

e 関係記録及び調査表の作成

市は、死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

f 遺体処理台帳への記載

市は、遺体の氏名、住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、一体ごとに棺桶に表示する。

g 身元不明者

身元不明者については、市は、前記(エ)の調査表により地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

h 遺体の引渡し

市は、縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上これを引き渡す。

i 一時保存期間

身元確認のため収容安置所に一時保存しておく期間は、おおむね夏2日、冬3日程度とする。

(エ) 遺体の処理のため支出できる費用

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

ウ 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(ア) 火葬対象者

- a 災害の混乱の際に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- b 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - (a) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (b) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (c) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - (d) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- c 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、調査にあたる。この場合の取り扱いは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に準じて行う。

(イ) 火葬方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、次の範囲内において実施する。

- a 棺又は骨つぼ埋葬に必要な物資の支給
- b 埋葬、火葬又は納骨等の役務の提供

(ウ) 処理

- a 埋葬は、火葬場に火葬場使用許可証を送付し、火葬する。
- b 火葬場が死者多数等のため火葬処理が困難なとき、あるいは火葬を適当としないときは適当な場所に土葬する。
- c 埋葬のときは、埋葬許可申請書を使用する。

(エ) 埋葬のため支出できる費用及び期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

5 障害物除去計画

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

(1) 実施機関

ア 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 実施方法

ア 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長の命を受けた土木対策部が地元土木建設業者等の協力を得て行う。

イ 道路に及んでいる障害物の除去は、道路管理者が行う。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

ウ その他の人的・物的輸送の確保に障害を及ぼしている物は、関係機関が協力して除去する。

(3) 障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

(4) 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

ア 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者

(イ) 住家が半壊又は床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

イ 対象数

除去の対象数は半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができるものとする。

ウ 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

6 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防御又は拡大の防止を図るものとする。

(1) 農地の応急対策

ア 農地が被災し、当該農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、市は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

イ 農業用施設

(ア) 堤防

湖岸堤防、ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

(イ) 水路

仮水路（素掘り）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行うとともに、ゴミ等の清掃を十分行い、排水をよくする。

ウ 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行い、全体被災の場合は石積工、杭柵工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

エ 農道

特に重要な農道の必要最小限の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

(2) 農作物等の応急対策

ア 農作物の応急措置

災害時においては、市は、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

イ 畜産関連の応急措置

(ア) 風害

- a 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- b 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- c 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

(イ) 水害

- a 畜舎内浸水汚物の排除清掃を行うこと。
- b 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- c 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- d 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- e 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

7 ライフライン施設応急対策計画

生活の根幹をなす電気，ガス，水道等のライフラインが災害により被災した場合は，住民の生活に与える影響はきわめて大きい。このため，ここではライフラインそれぞれの応急対策について定めるものとする。

(1) 電 気

災害の発生に際し，被災地に対する電力供給を確保するため東京電力パワーグリッド(株)の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

ア 応急措置の実施

応急措置の実施は，東京電力パワーグリッド(株)の定める規定により実施する。

(ア) 通報，連絡

(イ) 災害時における情報の収集，連絡

a 情報の収集，報告

(a) 一般気象情報

(b) 当社被害情報

b 情報の集約

c 通話制限

(ウ) 災害時における広報

a 広報活動

b 広報の方法

(エ) 対策要員の確保

a 対策要員の確保

b 対策要員の広域運営

(オ) 災害時における復旧資材の確保

a 調達

b 輸送

c 復旧資材置場等の確保

(カ) 災害時における危険予防措置

(キ) 災害時における基本方針

a 応急工事の基本方針

b 迅速工事基準

(a) 送電設備

(b) 変電設備

(c) 配電設備

(d) 通信設備

(ク) 復旧計画

(ケ) 復旧順位

イ 市との連絡協議

東京電力パワーグリッド(株)は、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては市と十分連絡を取るとともに、必要に応じて市と協議して措置する。

(2) ガ ス

被災地に対する燃料供給を確保するため、燃料の供給に関しては、市は、プロパンガス供給事業者と十分連絡を取るとともに、必要に応じて協議して措置する。

(3) 水 道

災害の発生に際し、被災地に対する飲料水及び生活用水の供給を確保するため、市（水道対策部）の実施体制について定めるものとする。

ア 応急措置の実施

(ア) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(イ) 応急復旧作業行動指針

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- a 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- b 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- c 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員が出ることを想定して作成する。
- d 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- e 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- f 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(ウ) 応急復旧作業の実施

a 給水拠点破損の場合

給水拠点が破損したときは、給水装置工事災害対策協議会等の応援又は協力を求め、施設の復旧を図る。

b 配水管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設給水栓を配置する。

c 水道水の衛生保持

水道事業管理者は、上水道施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、

水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(エ) 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(オ) 関連機関、業者との連携

市は、応急復旧作業の実施に当たっては、水道課、建設業協会、給水装置工事災害対策協議会等関係機関との連携を密にするとともに各機関の調整を図る。

(カ) 住民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(4) 電 話

災害の発生に際し、情報通信を確保するため、通信事業者の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

ア 電話停止時の応急措置

(ア) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(ウ) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

イ 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関，内閣府，主要自治体本庁等）については，最優先での対応に努める。

ウ 復旧を優先する電気通信サービス

- (ア) 電話サービス（固定系・移動系）
- (イ) 総合デジタル通信サービス
- (ウ) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含）
- (エ) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- (オ) 衛星電話サービス

エ 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	イに示す復旧第一順位及び第二準備が利用する，ウに示す復旧優先サービスの復旧の他，避難場所への災害時用公衆電話（特殊公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等，重要通信を扱う機関の業務継続及び災害時応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内，その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに，住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

*激甚な災害等発生時は被害状況により最大約一ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間，東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが，応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

オ 市との連絡協議

通信事業者は，情報通信を確保するため，通信施設復旧の処理にあたっては，市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置する。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）】

ア 災害対応

イ 応急復旧の実施

- (ア) 災害対策本部の設置

ウ 市との連絡協議

通信事業者は，情報通信を確保するため，通信施設復旧の処理にあたっては，市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置する。

(5) 下水道（し尿処理）

災害の発生に際し，被災地に対するし尿処理機能を確保するため，市の実施体制について定めるものとする。

ア 応急措置の実施

下水道停止時の代替措置は次のとおりとする。

- (ア) 仮設トイレの設置

市は，関係団体の協力を得て避難場所，避難所等に仮設トイレを設置する。

イ 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(イ) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

a 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

b ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、発動発電機等により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、既存の土木構造物を活用した沈殿及び消毒を最低限実施し、本復旧までに時間を要する場合等においては、段階的に、沈殿 簡易処理 生物処理と処理レベルを向上させる。

(ウ) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災施設の災害復旧事業計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成しなければならない。

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 災害復旧事業の種類

- ア 公共土木施設災害復旧計画
- イ 農林水産施設事業復旧計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 復旧事業の方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(3) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補

助するものについて、県又は市、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(4) 緊急査定への促進

市は、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(5) 災害復旧事業期間の短縮

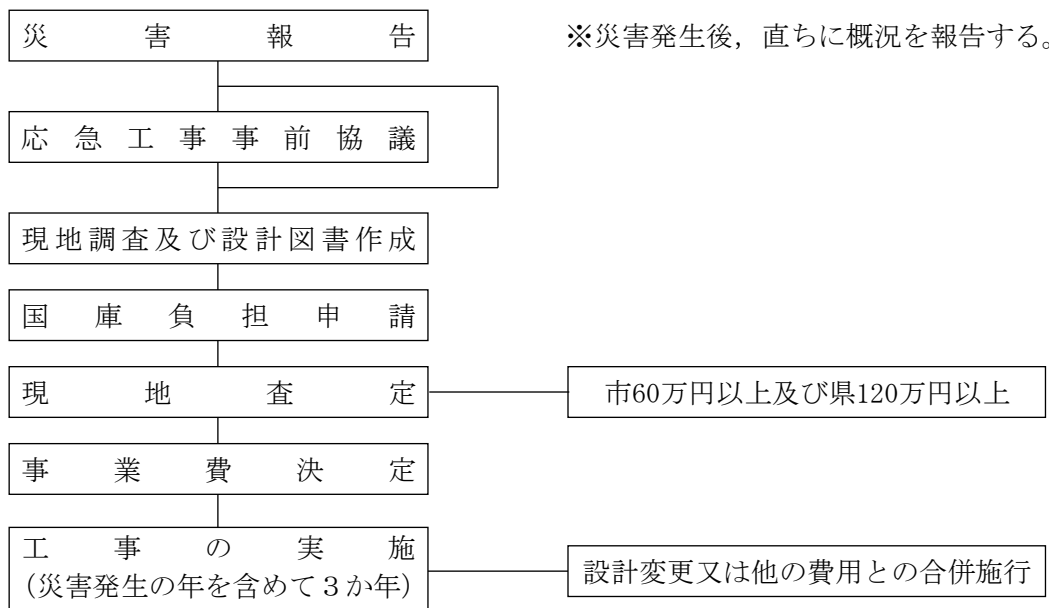
市は、復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(6) 復旧事業の促進

市は、復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

(7) 公共土木施設災害復旧（河川、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道、公園）の取扱手続は次のとおりである。

ア 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

イ 小災害の措置について

前記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告または市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なう災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令第2条～第3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設災害復旧事業

障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

(イ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧については、法令及び政令に従い、採択限度額の引下げや補助率の嵩上げを行う。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。

(イ) 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業資金の貸付限度額を引き上げる。

オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

(ア) 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

(イ) 災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。

- イ 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上のものである。
 - イ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ウ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
国は、特定地方公共団体である県が被災者に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。
 - エ 水防資材費の補助の特例
次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - (ア) 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県
 - (イ) 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体
なお、補助率は2/3である。
 - オ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3節 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市，県，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関等は，復旧事業の事業費が決定され次第，早期に実施するため，必要な職員の配備，職員の応援及び派遣等について措置する。

第4節 解体，がれき処理

1 作業体制の確保

市は，迅速に解体及びがれき処理を行うため，組織体制及び指揮系統を定めるとともに，業務委託等による作業員の確保について検討する。また，災害時に備え，県や近隣市町村，災害廃棄物処理業者，土木・運送業者と連携体制を構築する。

2 処理対策

(1) 状況把握

市は，職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(2) 処理の実施

市は，(1)に基づき，住宅，所管の道路及び河川・港湾施設について，解体，がれき処理を実施する。必要があれば，県，近隣市町村，民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3) 仮置場の確保

市及び県は，解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。集積地が不足する場合は，交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに，近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

(4) 再生利用・最終処分

市は，がれき等の処理・処分に当たっては，再生利用を推進し，最終処分量の削減に努める。

(5) 石綿飛散防止対策

県及び市は，解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第5節 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を、速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債，災害対策債，災害復旧事業債について調査し，事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

2 関東財務局の措置

- (1) 必要資金の調査及び指導
災害発生の際は関係機関と緊密に連絡の上，県，市町村等の必要資金量を把握し，その確保の措置をとる。
- (2) 応急資金の融資
県，市町村に対し，災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を行う。

第6節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

1 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神又は身体に障害を受け、あるいは住家や家財を失った個人を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「銚田市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年条例第95号）の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

(1) 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 限 度 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

(2) 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障 害 の 程 度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1／2），県（1／4），市（1／4）

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	② 家財の1／3以上の損害	150万円	
	③ 住居の半壊	170（250）万円	
	④ 住居の全壊	250（350）万円	
	⑤ 住居の全体が滅失	350万円	
	⑥ ①と②が重複	250万円	
	⑦ ①と③が重複	270（350）万円	
	⑧ ①と④が重複	350万円	
		（ ）は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
貸付利率	年3%以内で、条例で定める率（措置期間中は無利子）		
措置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）		
償還期間	10年（措置期間を含む）		
償還方法	年賦，半年賦又は月賦		
貸付原資負担	国（2／3），県（1／3）		

2 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者				
イ 貸付限度	原則1,500万円以内				
ウ 土地取得費	原則970万円以内				
エ 整地費	400万円以内				
オ 償還期間	<table> <tr> <td>(ア) 木造（一般）</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）</td> <td>35年以内</td> </tr> </table>	(ア) 木造（一般）	25年以内	(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）	35年以内
(ア) 木造（一般）	25年以内				
(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）	35年以内				

(2) 新築購入，リ・ユース（中古住宅）購入資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者				
イ 貸付限度	<table> <tr> <td>(ア) 新築住宅</td> <td>原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）</td> </tr> <tr> <td>(イ) リ・ユース住宅</td> <td>原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）</td> </tr> </table>	(ア) 新築住宅	原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）	(イ) リ・ユース住宅	原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
(ア) 新築住宅	原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）				
(イ) リ・ユース住宅	原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）				
ウ 償還期間	25～35年以内				

(3) 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
イ 貸付限度	660万円以内
ウ 移転費	400万円以内
エ 整地費	400万円以内
オ 償還期間	20年以内

(3) 市の措置

ア 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、市長は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

3 災害見舞金

市内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、県は「茨城県災害見舞金支給要項」（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）を、市は「鉾田市災害見舞金支給条例（平成17年10月11日条例第94号）」に基づき、見舞金を支給する。

(1) 茨城県災害見舞金

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ① 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ② ①の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ① 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ② 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 ③ 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者		
支給額	① 死亡	1人当たり	10万円
	② 重度障害	1人当たり	5万円
	③ 住家全壊	1世帯当たり	5万円
	④ 住家半壊	1世帯当たり	3万円
	⑤ 床上浸水	1世帯当たり	2万円
費用負担割合	県（10／10）		

(2) 鉾田市災害見舞金

対象災害	市民が災害（火災・風水害・震災・水難）を受けたとき		
支給額	① 全焼，全壊又は流失	1世帯当たり	10万円以内
	② 半焼又は半壊	1世帯当たり	5万円以内
	③ 床上浸水	1世帯当たり	2万円以内
	④ 死亡又は負傷	1世帯当たり	10万円以内
費用負担割合	市（10／10）		

4 生活福祉資金

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

〔生活福祉資金 資金種類等一覧〕

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯			貸付条件				
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	○	-	-	貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6月※	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。）	○	-	-	400,000 円			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	○	-	-	600,000 円			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	○	○	○	4,600,000 円	6月※	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	-	技能を習得する期間が6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	2,500,000 円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	○	○	1,700,000 円		8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	○	-	2,500,000 円		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	5,136,000 円		10年	

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯			貸付条件			
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		○	-	○	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		○	○	○	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費		○	○	○	1,500,000円		7年	
冠婚葬祭に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
就職、技能習得等の支度に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
その他日常生活上一時的に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
資金（特例） 生活復興支援	一時生活再建費	○			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内	20年	
	生活再建費	○			800,000円			
	住宅補修費	○			2,500,000円			

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	○	○	○	100,000 円	2月※	12 月	無利子
教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	○	-	-	高校月 35,000 円 高専月 60,000 円 短大月 60,000 円 大学月 65,000 円	卒業後 6 月	20 年	無利子
就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	○	-	-	500,000 円			
不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	○	-	○	居住している不動産（土地）の評価額の7割程度 月額／300,000 円	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・居住用不動産の評価額の7割（集合住宅5割） ・貸付基本額（当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額） 	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。
- ※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。
- ※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

5 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- (1) 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
- (2) 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- (3) 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
- (4) 貸付利率 無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)

6 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(貸付の内容)

ア 貸付の相手方

被害農林漁業者

イ 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金

ウ 貸付利率 年6.5%以内(利率はその都度定める)

エ 償還期限 6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)

オ 貸付の限度額

被害農林漁業者当り200万円以内(激甚災害のときは250万円)

カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

キ その他 市長の被害認定が必要である。

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

ア 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(ア) 貸付の相手方 被害農林漁業者

(イ) 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

(ウ) 貸付利率 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)

- (エ) 償還期限 6年以内
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- (キ) その他 市長の被害認定が必要
- イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害組合
- (イ) 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- (ウ) 貸付利率 6.5%以内
- (エ) 償還期限 3年以内
- (オ) 貸付の限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関
- ウ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害農業者
- (イ) 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- (ウ) 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- (エ) 償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
- (キ) その他 市長の被害認定が必要
- (3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
- 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。
- ア 償還期限 〈共同利用施設〉20年（据置3年を含む。）以内
 〈主務大臣指定施設〉果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内
 その他15年（据置3年を含む。）以内
- イ 貸付利率 公庫所定の利率による
- ウ 貸付限度額 〈共同利用施設〉貸付対象事業費の80%
 〈主務大臣指定施設〉貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円
 （特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、
 20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
- エ 担保 保証もしくは担保
- オ その他 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能。市長が発行する「り災証明書」が必要。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

7 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

8 義援金の募集及び配分

(1) 義援金の募集及び受付

市、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般住民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(2) 義援金の保管

一般住民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、県により、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

(3) 義援金の配分

ア 配分方法の決定

委員会において、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定される。

イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

ウ 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第7節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

2 租税及び公共料金等の特例措置

- (1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、県および国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

- (2) その他公共料金の特例措置

ア 郵政事業

- (ア) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

- (イ) 被災者が差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

- (ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

- (エ) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 通信事業

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）】

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

ウ 電気事業

【小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社 ほか）】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

3 住宅建設の促進

(1) 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

(2) 事業の実施

市および県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

(3) 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

4 被災者生活再建支援法の適用

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

ア 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

(ア) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

(イ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

(ウ) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

(エ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。)

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照(第3章第6節1)

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害

(イ) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)

(ウ) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)

(エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)

(オ) (ウ)又は(エ)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(ア)～(ウ)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

(3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、資料11-2「被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(資料11-3「被害状況報告表」)で兼ねることができるものとする。

(4) 支援金の支給額

ア 複数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊〔(1)-ア-(ア)〕 解体〔(1)-ア-(イ)〕 長期避難〔(1)-ア-(ウ)〕	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 〔(1)-ア-(エ)〕	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

イ 単数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊〔(1)-ア-(ア)〕 解体〔(1)-ア-(イ)〕 長期避難〔(1)-ア-(ウ)〕	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 〔(1)-ア-(エ)〕	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給申請手続

ア 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 罹災証明書類

ウ 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

エ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

ア 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

5 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

ア 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

(ア) 当該自然災害により住家が全壊した世帯

(イ) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

(ウ) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（(イ)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(エ) 当該自然災害により住家が半壊した世帯（(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。）

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

(2) 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

ア 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

イ 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

(3) 補助事業の適用手続

ア 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

イ 補助事業適用の通知

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

(4) 支援金の支給額

ア 複数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

イ 単数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

(5) 支援金支給申請手続

ア 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 罹災証明書類

(6) 支援金の支給

市において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

(7) 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

6 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずる。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。